

耶穌降生千八百八十七年米國聖書

舊約
聖書
歷代志略

明治二十年

日本橫濱印行

02-KI

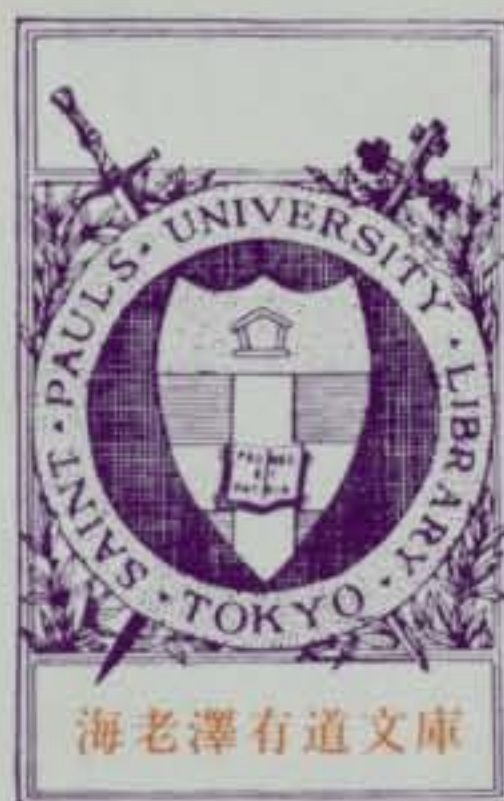
海老澤文庫

歴代志畧上

第一章

アダム、セツ、エノス、ニケナン、マハラレル、ヤレド、ミエノク、
 メトセラ、ラメク、四ノア、セム、ハム、ヤベテ、○五ヤベテの子等ノゴメ
 ル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラス、六ヨメルの子等ノア
 シケナズ、リバテ、トガルマ、セヤワンの子等ノエリシヤ、タルシシ、キッ
 テム、ドダニム、○八ハムの子等ノクシ、ミツライム、ブテ、カナン、九ク
 シの子等ノセバ、ハビラ、十ブタ、ラアマ、サブテカ、ラアマの子等ノセ
 バとデダン、十クシ、ニムロデを生り、彼を止めて世の権力ある者と
 なきり、十一ミツライムノルデ族、アナミ族、レハビ族、ナフト族、十二バテ
 ロス族、カスル族、カフトリ族を生り、カスル族よりベリシテ族出た
 り、十三カナンろの冢子シドンおよびヘテを生み、十四またエブス族、ア
 モリ族、ギルガシ族、十五ヒビ族、アルキ族、セニ族、十六アルワテ族、セマリ
 族、ハマテ族を生り、十七セムの子等ノエラム、アシユル、アルバクサ

歴代志畧上 第一章 自一至十七節



デ、ルデ、アラム、ウズ、ホル、ゲテル、メセク、^{十八}アルバクサデシラを生み
 シラエベルを生り^{十九}エベルに二人の子生きたり、^{二十}の一人の名を
 ベレグ(分)と曰ふ、^{二十一}其の彼の代に地の人散り分れたをななり、^{二十二}の弟
 の名をヨクタンと曰ふ、^{二十三}ヨクタンのアルモダデ、シヤレフ、ハザル
 マウテ、エラ、^{二十四}ニハドラマ、ウザル、デクラ、^{二十五}ニエバル、アピマエル、シバ、^{二十六}ニオ
 フル、^{二十七}ハピラおよびヨバブを生り、^{二十八}是等のみなヨクタンの子なり、^{二十九}○
^{三十}ニセム、アルバクサデ、シラ、^{三十一}ニエベル、ベレグ、^{三十二}リウセルグ、^{三十三}ナホル、^{三十四}テ
 ラ、^{三十五}ニセアブラム是すなはちアブラハムなり、^{三十六}ニアブラハムの子等
 イサクおよびイシマエル、^{三十七}彼らの子孫の左のことし、^{三十八}イシマエル
 の冢子の子バヨテ、^{三十九}次のケダル、^{四十}アデビエル、^{四十一}ミプサム、^{四十二}ニシマ、^{四十三}ドマ、
 マッサ、^{四十四}ハダデ、^{四十五}テマ、^{四十六}ニエトル、^{四十七}子フシ、^{四十八}ケデマ、^{四十九}イシマエルの子孫の是の
 如し、^{五十}ニアブラハムの妻ケトラの生る子の左のことし、^{五十一}彼シムラン、
 ヨクシヤン、^{五十二}メダン、^{五十三}ミデアン、^{五十四}イシバク、^{五十五}シユワを生り、^{五十六}ヨクシヤンの

子等のシバおよびデダン、^{五十七}ニデアンの子等のエバ、^{五十八}エベル、^{五十九}ヘノク
 アピダ、^{六十}エルダア、^{六十一}是等のみあケトラの生る子なり、^{六十二}ニアブラハムイ
 サクを生り、^{六十三}イサクの子等のエサウとイスラエル、^{六十四}○^{六十五}ニエサウの子
 等のエリバズ、^{六十六}リウエル、^{六十七}エウシ、^{六十八}ヤラム、^{六十九}コラ、^{七十}ニエリバズの子等のテ
 マン、^{七十一}オマル、^{七十二}セビ、^{七十三}ガタム、^{七十四}ケナズ、^{七十五}テムナ、^{七十六}アマレク、^{七十七}ニリウエルの子等
 のナハテ、^{七十八}セラ、^{七十九}シヤンマ、^{八十}ニミザ、^{八十一}ニセイルの子等のロタン、^{八十二}シヨバル、^{八十三}サ
 ペオン、^{八十四}アナ、^{八十五}デシヨン、^{八十六}エゼル、^{八十七}デシヤン、^{八十八}ニロタンの子等のホリとホ
 マム、^{八十九}ニロタンの妹のテムナ、^{九十}ニシヨバルの子等のアルヤン、^{九十一}マナハテ、
 エバル、^{九十二}シビ、^{九十三}オナム、^{九十四}ニサベオンの子等のアヤとアナ、^{九十五}ニアナの子等の
 デシヨン、^{九十六}デシヨンの子等のハムラム、^{九十七}エシバン、^{九十八}ニイテラン、^{九十九}ケラン、^{一百}ニ
 エゼルの子等のビルハン、^{一百一}ザワン、^{一百二}ヤカン、^{一百三}デシヤンの子等のウスお
 よびアラン、^{一百四}○^{一百五}ニイスラエルの子孫を治むる王いまだ有ざる前に
 エドムの地を治めたる王等の左のことし、^{一百六}ニベオルの子ベラ、^{一百七}その都

城の名ハデナバといふ、^{四四}ベラ^五薨てポツラのセラの子ヨバブこれに代りて王とあり^{四五}ヨバブ^六薨てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となり^{四六}ホシヤム^七薨てベダテの子ハダテこれにかはりて王となれり、彼モアブの野にてミデアン人を撃り、^{四七}ろの都城の名ハアピテといふ^{四八}ハダテ^{四九}薨てマスレカのサムラこれに代りて王となり^{五〇}サムラ^{五一}薨て河の旁あるレホボテのサウルこれに代りて王となり^{五二}サウル^{五三}薨てアクボルの子バアルハナンこれに代りて王となり^{五四}バアルハナン^{五五}薨てハダテこれにかはりて王となり^{五六}ろの都城の名ハバイといふ、^{五七}ろの妻ハマテレテの女子ハダテもをメヘタベルといへり^{五八}マテレテ^{五九}ハダテの女ナリ^{六〇}ハダテも薨たり、^{六一}エドム^{六二}の諸侯ハ左のごとし、^{六三}テムナ^{六四}侯、アルヤ^{六五}侯、エラテ^{六六}侯、^{六七}アホリバマ^{六八}侯、エラ^{六九}侯、^{七〇}ピノン^{七一}侯、^{七二}ケナズ^{七三}侯、^{七四}テマン^{七五}侯、^{七六}ミプサル^{七七}侯、^{七八}マグデア^{七九}エル^{八〇}侯、^{八一}イラム^{八二}侯、^{八三}エドム^{八四}の諸侯ハ是のごとし

第二章

イスタエルの子等ハ左のごとし^{八五}ルベン^{八六}、シメオン^{八七}、レビ^{八八}、ユダ^{八九}、^{九〇}イッサカル^{九一}、^{九二}ゼブルン^{九三}、^{九四}ニダン^{九五}、^{九六}ヨセフ^{九七}、^{九八}ベニヤミン^{九九}、^{一〇〇}ナフタリ^{一〇一}、^{一〇二}ガド^{一〇三}、^{一〇四}アセル^{一〇五}、^{一〇六}ミユダの子等ハエル、オナン、シラなりこの三人ハカナンの女バテシユア^{一〇七}のユダによりて生たるなり、^{一〇八}ユダの長子^{一〇九}エルハエホバの前に^{一一〇}悪き事をなしたれば之を殺したまへり^{一一一}ユダの媳^{一一二}タマルのユダによりて^{一一三}ベレツとセラとを生り、^{一一四}ユダの子等ハ都合五人なり^{一一五}キベレツの子等ハ^{一一六}ヘツロン^{一一七}および^{一一八}ハムル^{一一九}、^{一二〇}ホセラの子等ハ^{一二一}ヨムリ^{一二二}、^{一二三}エタン^{一二四}、^{一二五}ヘマン^{一二六}、^{一二七}カルコル^{一二八}、^{一二九}ダラ^{一三〇}都合五人^{一三一}セカルミの子ハ^{一三二}アカル^{一三三}、^{一三四}アカルハ^{一三五}詛されし物につきて罪を犯えて^{一三六}イスタエルを惱ませし者なり、^{一三七}ハエタンの子ハ^{一三八}アザリヤ^{一三九}、^{一四〇}ヘツロン^{一四一}に生れたる子等ハ^{一四二}エラメル^{一四三}、^{一四四}ラム^{一四五}、^{一四六}ケルバイ^{一四七}、^{一四八}ナラム^{一四九}、^{一五〇}アミナダブ^{一五一}を生み、^{一五二}アミナダブ^{一五三}ナシヨンを生り、^{一五四}ナシヨンのユダの子孫の牧伯^{一五五}なり、^{一五六}ナシヨン^{一五七}サルマを生み、^{一五八}サルマ^{一五九}ボアズを生み、^{一六〇}ボアズ^{一六一}オベテを生み、^{一六二}オベテ^{一六三}エツサイ

を生り十三エツサイの生る者の長子のエリアプアの次のアミナダ
 プアの三のシヤンマの四のチタンエルアの五のラダイ十五の
 の六のオセムアの七のダビデ十六かれらの姉妹のセルヤとアピガ
 ル、セルヤの産る子のアピシヤイ、ヨアブ、アサヘルあわせて三人十七ア
 ビガルのアマサを産り、アマサの父のイシマエル人エテルといふ
 者なり○十八ヘツロンの子カレブの妻アズバによりまたエリ
 オテによりて子を擧けたり、アの産る子等の左のごとしエシル、シ
 ヨバブねよびアルドン、十九アズバ死たればカレブまたエフラタを
 娶きり、エフラタカレブによりてホルを産り二十ホルウリを生むウ
 リベザレルを生り二十の後ヘツロンのギレアデの父マキルの女
 の所にいれり、アの之を娶れる時の六十歳なりき、彼ヘツロンによ
 りてセグブを産り三セグブヤイルを生り、ヤイルはギレアデの地
 に邑二十三を有り三然るにゲシユルおよびアラム彼等よりヤイ

ルの邑々およびケナテとの郷里なを都合六十の邑を取り、是皆
 ギレアデの父マキルの子等なりき、二十ヘツロンカレブエフラタに
 死て後ヘツロンの妻アピヤアの子アシユルを生り、アシユルのテ
 コアの父なり○二十五ヘツロンの長子エラメルの子等の長子はラム
 次のプナ、オレン、オセム、アヒヤ、二十六エラメルはまた他の妻をもてり
 ろの名をアマラといふ、彼のオナムの母なり、二十七エラメルの長子ラ
 ムの子等はマアツ、ヤミン、エケル、二十八オナムの子等はシヤンマイ、ヤ
 ダ、シヤンマイの子等のナダブおよびアピシユル、二十九アピシユルの
 妻の名はアピハイイルといふ、彼のアバンねよびモリデを生り、三十ナダ
 ブの子等はセレデおよびアツバイム、セレデは子なくして死り、三十一
 アツバイムの子はイシ、イシの子はセシヤン、セシヤンの子のアヘ
 ライ、三十二シヤンマイの兄弟ヤダの子のエテルおよびヨナタン、エテ
 ルは子なくして死り三十三ヨナタンの子等のベレテおよびサザ、エラ

メルの子孫は斯のおとし、^{三四}セシヤンの男子なくして惟女子ありしのみなるがセシヤンにヤルハと名くるエヨプトの僕ありければ^{三五}セシヤンその女をこの僕ヤルハに與へて妻となさしめたり彼ヤルハによりて^{三六}アッタイを生り^{三六}アッタイナタンを生り、ナタンザバデを生り^{三七}ザバデエフラルを生り^{三八}エフラルオベデを生り^{三八}オベデエヒウを生り、エヒウアザリヤを生り、^{三九}アザリヤヘレデを生り、ヘレツエレアサを生り^{四〇}エレアサシスマイを生り^{四一}シスマイシヤルムを生り、^{四二}シヤルムエカミヤを生り、エカミヤエリシヤマを生り^{四三}エラメル兄弟カレブの子等はろの長子をメシヤといふ、是のシフの父あり、シフの子マレシヤ、マレシヤのヘプロンの父なり^{四四}ヘプロンの子等はコラ、ダッブア、レケム、シマ、^{四五}シマはラハムを生り、ラハムのヨルカムの父なり、レケムのシヤンマイを生り、^{四六}シヤンマイの子マオン、マオンのベテスルの父なり^{四六}カレブの

妾^七エバのハラシ、モザおよびガゼズを産り、ハラシのガゼズを生り、^{四七}エダイの子等のレケム、ヨタム、ゲシヤン、ベレテ、エバ、シヤフ、^{四八}カレブの妾^七マアカのシベルおよびテルハナを生み、^{四九}またマデマンナの父シヤフおよびマクベナとギベアの父シワを生り、カレブの女子のアクサといふ^{五〇}カレブの子孫の左のごとしエフラタの長子ホルの子のキリアテヤリムの父^{五一}シヨバル^{五二}ベテレヘムの父^{五三}サ^{五三}ルマおよびベテカデルの父^{五三}ハレフ、^{五三}キリアテヤリムの父^{五三}シヨバルの子等のハロエにメヌコテ人の半、^{五三}またキリアテヤリムの宗族のイテリ族、^{五三}ヒ族、^{五三}シユマ族、^{五三}ミシラ族、是等よりザレア族および^{五四}エシタオル族出たり^{五四}サルマの子孫のベテレヘム、^{五五}チトバ族、^{五五}ア^{五五}ロテベテアヨアブ、^{五五}マナハテ族の半および^{五五}ツリ族、^{五五}ならびにヤベツに住る諸士の宗族すなわちテラテ族、^{五五}シメアテ族、^{五五}スカテ族、是等の二人にしてレカプの家の先祖ハマテより出たる者なり

第三章 一ヘブロンにて生れたるダビデの子等の左のごとし、長子
 のアムノンといひてエズレル人アヒノアムより生れ、其次のダニ
 エルといひてカルメル人アピガルより生るニろの三のアブサロ
 ムといひてゲシユルの王タルマイの女マアカの生る子、其四のア
 ドニヤといひてハギテの生る子ありニその五のシバテヤといひ
 てアピタルより生れ、其六のイテレアムといひて妻エグテヤより生
 る四この六人ヘブロンにてくれに生れたり、ダビデ彼處にて王た
 りし事七年と六箇月またエルサレムにて王たりし事三十三年、五
 エルサレムにて生きたるろの子等の左のごとしシメア、シヨバブ、
 ナタン、ソロモン、この四人のアンニエルの女バテシユアより生る
 * またイプハル、エリシヤマ、エリベレテ、セノガ、チベグ、ヤピア、ハエリ
 シヤマ、エリアダ、エリベレテの九人、是みなダビデの子なり、此外
 にまた妾等の生る子等あり、彼らの姉妹にタマルといふ者あり、十

ソロモンの子ハベアム、その子のアビヤ、ろの子のアサ、ろの子
 のヨシヤバテ、十一ろの子のヨラム、ろの子のアハシア、ろの子のヨアシ、
 十二ろの子のアマシヤ、ろの子のアザリヤ、ろの子のヨタム、十三ろの子
 のアハズ、ろの子のヒセキヤ、ろの子のマナセ、十四ろの子のアモン、ろ
 の子のヨシア、十五ヨシアの子等の長子はヨハナン、ろの次のエホヤ
 キム、ろの三のゼデキヤ、ろの四のシヤルム、十六エホヤキムの子等の
 ろの子のニコニア、ろの子のゼデキヤ、十七俘擄人エコニアの子等の
 その子シヤルテル、十八マルキラム、ベダヤ、セナザル、エカミア、ホシヤ
 マ、子ダビヤ、十九ベダヤの子等のセルバベル、およびシメイ、セルバベ
 ルの子等のメシユラム、およびハナニヤ、ろの姉妹にシロミテとい
 ふ者あり、二十またハシユバ、オヘル、ベレキヤ、ハサデヤ、ユサブヘセデ
 の五人あり、三ハナニヤの子等のベラテヤ、およびエサヤ、またレバ
 ヤの子等アルナンの子等、オバデヤの子等シカニヤの子等あり、三

シカニヤの子ハシマヤ、シマヤの子等ハハットシ、イガル、バリア、チアリ
ア、シヤパテの六人、ミチアリアの子等ハエリヨエナイ、ヒゼキヤ
アズリカム、三人、エリヨエナイの子等ハホダヤエリアシブ、ベ
ラヤ、アクブ、ヨハナン、デラヤ、アナニの七人

第四章

ユダの子等ハベレツ、ヘツロン、カルヨ、ホル、シヨバル、ニシ
ヨバルの子レアヤヤハテを生ミ、ヤハテアホマイおよびラハテを
生リ、是等ハザレア人の宗族ナリ、ミエタムの父の生る者ハ左のこ
としエズレル、イシマおよびイデバシ、その姉妹の名ハセレルホ
ニといふ、ゲドルの父ベヌエル、ホシヤの父エゼル、是等ハベラレ
ヘムの父エフラタの長子ホルの子等ナリ、エテコアの父アシユル
ハ二人の妻を有リ即ちヘラとナアラ、ホナアラアシユルによりて
アホザム、ヘベル、ラメニれよびアハシタリを産リ、是等ハナアラの
産る子あり、セヘラの産る子ハセレテ、エツアル、エチナン、ハハツコツ

ハアスブねよびツベバを生リ、ハルムの子アハルヘルの宗族も彼
より出づ、ヤベツのその兄弟の中にて最も尊むれたる者ナリ、そ
の母我くるしみてこれを産たむをといひてその名をヤベツ、く
るしむと名けたり、ヤベツイスラエルの神に願はり我を祝福に
祝福て我境を擴め、御手をもて我を助け、我をして災難に罹りてく
るしむこと無らしめたまへと言リ、神の求むる所を允したまふ
○十二 シユワの兄弟ケルブ、メヒルを生リ、メヒルハエシトンの父
ナリ、エシトンのベテラバ、バセアれよびイルナハシの父テヒン
ナを生リ、是等ハレカの人ナリ、十三 ケナズの子等ハオテニエルおよ
びセラヤ、オテニエルの子ハタテ、十四 メオノダイハオフラを生ミ、
セラヤハヨアブを生リ、ヨアブハカラシム、(工匠)谷の人々の父ナリ、
彼處のものハ工匠なればかくいふ、十五 エフン子の子カレブの子等
ハイル、エラおよびナアム、エラの子等およびケナズ、十六 エハレレル

の子等ハシフ、シバ、テリア、アサレル、エズラの子等ハエテル、メレ
 デ、エベル、ヤロン、メレデの妻ハミリアム、シヤンマイおよびイシバ
 を産リ、イシバハエシテモアの父ナリ、ハラのユダヤ人なる妻ハゲ
 ドルの父エレデトシヨコの父ヘベルトザノアの父エクレエルを
 産リ、是等のメレデハ娶リたるパロの女ピテヤの生る子ナリ、ナ
 ハムの姉妹あるホデヤの妻の生める子等ハガルミ人ケイラの父
 およびマアカ人エシテモアナリ、ニシモンの子等ハアムノン、リン
 ナ、ベチハナン、テロン、イシの子等ハヅヘテおよびベチヅヘテ○ニ
 ユダの子シラの子等ハレカの父エル、マレシヤの父ラダおよび織
 布者の家の宗族すなわちアシベアの家者等ニならびにモアブ
 に主たりしヨキム、コセバの人々ヨアシおよびサラフ等ナリ、また
 ヤシユブレハムといふ者あり、その記録ハ古シニ是等の者の陶工
 にしてチタイムおよびゲデラに住ミ、王の地に居りてその用をな

せり○ニシメオンの子等ハチムエル、ヤミン、ヤリブ、セラ、シヤウル、
 ニシヤウルの子ハシヤルム、ラの子ハミプサム、ラの子ハシマ、ニ
 シマの子ハムエル、ラの子ハザツクル、ラの子ハシメイ、ニシメイ
 への男子十六人、女子六人ありし、その兄弟等ハ多の子あり、さ
 りき、またその宗族の者ハ凡テユダの子孫ハ多に殖増さり、ニハ
 彼らの住る處ハベエルシバ、モラダ、ハザルシユアル、ニハ
 ム、トラデ、ニハベトエル、ホルマ、チクラグ、ニハベテマルカポテ、ハザル
 シム、ベテピリ、シヤライム、是等の邑ハダビデの世にいたるまで彼
 等の有たりき、ミラの村郷ハエタム、アイン、リンモン、トケン、アシヤ
 ンの五の邑ナリ、ミラまたこの邑々の周圍に衆多の村ありて、パアル
 おまでおよび、彼らの住處ハ是のどくにして、彼ら各々系譜あ
 り、ミラメシヨバブ、ヤムレク、アマシヤの子ハヨシヤ、ニハヨエル、ア
 シエルの曾孫セラヤの孫ヨシピアの子ハエヒウ、ニハエリオエナイ、ヤ
 コバ、エ

シヨハヤ、アサヤ、アデエル、エシミエル、ベナヤ、セオ、よびシビの子、シ
 ザ、シビの、アロンの子、アロンのエダヤの子、エダヤのシムリの子、シ
 ムリの子、マヤの子なり、三、此に名を擧げたる者等、その宗族の中
 の長たる者にして、その宗家の大に蔓延り、彼等、その群のため
 に牧場を求めんとて、ゲドルの西におもむき、谷の東の方にいたり
 甲、つひに膏腹なる善き牧場を見いだせしむるの地の廣く、靜穩に
 して安寧なりき、其の昔より、其處に住たりし者のハム人なをな
 り、即ち上にその名を記したる者等、ユダの王ヒセキヤの代に往
 て、彼らの幕屋を撃やぶり、彼らと其處に居し、メウニ人を盡く滅ぼ
 し、之に代りて、其處へ往て、今日にいたる、是の群を牧べき牧場
 其處、おありたき、バあり、またシメオンの子孫の者、五百人許、イシ
 の子等、ベラテア、チアリア、レバヤ、ウシエルを長として、セイル山、お
 攻ゆき、アマレキ人の逃れて遣る者を撃はるばして、今日まで

其處に住り

一 イスラエルの長子ルベンの子等、左のごとし、ルベンの

長子なりし、ダラの父の床を挽、えしによりて、その長子の權、イ
 ラエルの子、ヨセフの子等に與へらる、然れども、系譜の長子の權に
 ちたがひて、記すべきに非ず、ユダの諸兄弟に勝る者とな
 りて、君たる者、その中より、出をなす、但し、長子の權、ヨセフ、お属
 す、三、即ち、イスラエルの長子ルベンの子等、ハノク、バル、ヘツロ、
 カルミ、四、ヨエルの子、シマヤ、その子、ゴグ、その子、シメイ、五、
 の子、ミカ、その子、レアヤ、その子、ハアル、六、その子、ベエラ、七、
 のベエラの、アッスリヤの王、テルガテビル、チセルに擄へられて、ゆけ
 り、彼のルベン人の中に、牧伯たる者ありき、七、彼の兄弟等、その宗
 族に依り、その歴代の系譜によき、バ左のごとし、長子、エイエル、および
 セカリヤ、ハベラ等なり、ベラの、アザズの子、シマの孫、ヨエルの曾孫

なりりれアロエルに住みて地を子ボ、バアルメオンおまでおよび
 しるぶの九ギレアアの地にてその家畜殖増ければまた地を東の方
 ユフラテ河の此方なる荒野の極端にまでおよびせり。またサウ
 ルの時にハガリ人と戦争をてこれを打破りギレアアの東の全部
 なる彼らの幕屋に住たり。○十二ガドの子孫はこれと相對ひてバ
 ヤンの地にすみて地をサルカにまで及ぼせり。十三長ハヨエル次ハ
 シヤバム、ヤアナイ、シヤバテ、共にバシヤンに居り。十三彼らの兄弟等
 のろの宗家およびミカエル、メシユラム、シバ、ヨライ、ヤカン、シ
 ヘベル都合七人。是等はホリの子アビハイルの子等なり。ホリは
 ヤロアの子、ヤロアはギレアアの子、ギレアアはミカエルの子、ミカ
 エルはエシサイの子、エシサイはヤドの子、ヤドはブズの子。十三アビ
 はアプデルの子、アプデルはグニの子、グニはその宗家の長たり。十三
 彼らはギレアアデとバシヤンとろの郷里とシヤロンの諸郊地に住

て地をその四方の境におよぼせり。十三是等はみなユダの王ヨタム
 の世とイスラエルの王ヤラベアムの世ハ系譜ハ載たるあり。○十六
 ルベンの子孫とガド人とマナセの半支派ハ出て戦ふべき者四
 萬四千七百六十人あり。皆勇士おして能く楯と矛とを執り善く弓
 を響きかつ善戦ふ者なり。十三彼等ハガリ人およびエトル、子フシ、ノ
 ダブ等と戦争しなる。十三助力をかうむりて攻撃たれをハガリ人
 および之と偕なりし者等みな彼らの手におちいれり。是は彼ら陣
 中おて神を呼びてこれを頼みしおよりて神み色を聴いたまひし
 ぶ故なり。十三かくて彼らその家畜を奪ひとりしに駱駝五萬、羊二十
 五萬、驢馬二千あり、八十萬あり。十三またころされて倒れたる者衆
 し。その戦争神お由る。おゆゑなり而して彼らはみれる。お地に代りて
 住その擄移さる。十三時おおよべり。○十三マナセの半支派の人々はこ
 の地お住み殖蔓りてつひおバシヤンよりバアルヘルモン、セニル

あよびヘルモン山まで地をあよぼせり、三その宗家の長は左のこ
とし即はちエベル、イシ、エリエル、アズリエル、エレミヤ、ホダヤ、ヤデ
エル、是みなその宗家の長あして名ある大勇士なりき。○五彼等そ
の先祖等の神にむかひて罪を犯し、曾て彼等の前お神の滅ぼした
まひし國の民等の神を慕ひてこれと姦淫したれを、六イスラエル
の神アツスリアの王ブルの心を振興し、またアツスリアの王テゲ
ララビレセルの心を振興したまへり。彼つひにルベン人とガド人
とマナセの半支派とを擧へゆき、これをハウラとハボルとハラと
ゴザンの河の邊とお移せり。彼等は今日まで其處にあり。
七レビの子等はゲルシヨン、コハテ、メラリ、ニコハテの子等
はアムラム、イツハル、ヘブロン、ウシエル、ミアムラムの子等はアロ
ン、モーセ、ミリアム、アロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタ
マル、八エレアザル、ヒ子ハスを生み、ヒ子ハフア、ヒシユアを生み、五

アビシユア、プッキを生み、プッキウシを生み、ホウシセラヒヤを生み、セ
ラヒヤメラヨテを生み、セメラヨテアマリヤを生み、アマリヤアヒ
トプを生み、アヒトプザドクを生み、ザドクアヒマアズを生み、九ア
ヒマアズアザリヤを生み、アザリヤヨハナンを生み、十ヨハナンア
ザリヤを生み、此アザリヤはエルサレムなるソロモンの建たる宮
にて祭司の職をなせし者なり。十一アザリヤアマリヤを生み、アマリ
ヤアヒトプを生み、十二アヒトプザドクを生み、ザドクシヤルムを生
み、十三シヤルムヒルキヤを生み、ヒルキヤアザリヤを生み、十四アザリ
ヤセラヤを生み、セラヤヨザダクを生む、十五ヨザダクはエホバチ
カデチザルの手をもてユダあよびエルサレムの人を擧へらつし
たまひし時お擧へらきて往り。○十六レビの子等はゲルシヨン、コハ
テ、あよびメラリ、十七ゲルシヨンの子等の名は左のことしリブニ、一あ
よびシメイ、十八コハテの子等はアムラム、イツハル、ヘブロン、ウシエ

ル、十九メラリの子等はマヘリあよびムシ、レビ人の宗族はその宗家はその子はヤハテ、その子はヨア、その子はイド、その子はセラ、その子はヤテライ、三コハテの子はアミナダブ、その子はコラ、その子はアシル、三その子はエルカナ、ろの子はエピアサフ、ろの子はアシル、三画ろの子はタハテ、ろの子はウリエル、ろの子はウシヤ、その子はシヤウル、三エルカナの子等はアマサイあよびアヒモテ、三エルカナあついて、ハエルカナの子はツバイ、ろの子はナハテ、三ろの子はエリアブ、ろの子はエロハム、その子はエルカナ、三サムエルの子等は長子はヨエル、次はアピヤ、三メラリの子はマヘリ、その子はリブニ、その子はシメイ、その子はウザ、三ろの子はシメア、ろの子はハギヤ、その子はアサヤなり、三契約の櫃を安置せし後ダビデ左の人々を立て、エホバの家あて謳歌事を司せたり、三彼等は集會の幕屋

の住所の前あて謳歌事をあこなひ來りし、ろモンエルサレムにエホバの室を建るにあよびて、その次序に循ひて、その職をつとめたり、三立て奉事をなせるものあよび、その子等は左のことし、コハテの子等の中へ、マンは謳歌師長たり、ヘマンはヨエルの子、ヨエルはサムエルの子、三サムエルはエルカナの子、エルカナはエロハムの子、エロハムはエリエルの子、エリエルはトアの子、三トアはツフの子、ツフはエルカナの子、エルカナはマハテの子、マハテはアマサイの子、三アマサイはエルカナの子、エルカナはヨエルの子、ヨエルはアザリヤの子、アザリヤはセバニヤの子、三セバニヤはタハテの子、タハテはアシルの子、アシルはエピアサフの子、エピアサフはコラの子、三コラはイツハルの子、イズハルはコハテの子、コハテはレビの子、レビはイスラエルの子あり、三ヘマンの兄弟アサフヘマンの右あ立ち、アサフはベレキヤの子、ベレキヤはシメアの子、四シ

ノアはヨカエルの子、ヨカエルはバアセヤの子、バアセヤはマルキ
 ヤの子、マルキヤはエテニの子、エテニはセラの子、セラはアダヤ
 の子、アダヤはエタンの子、エタンはシンマの子、シンマはシメイ
 の子、シメイはヤハテの子、ヤハテはゲルシヨンの子、ゲルシヨ
 ンはレビの子あり、また彼らの兄弟あるメラリ人等その左お立り、
 其中のエタンはキシの子あり、キシはアプデの子、アプデはマルク
 の子、マルクはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはアマシヤの子、アマ
 シヤはヒルキヤの子、ヒルキヤはアマシの子、アマシはバニの子、
 バニはセメルの子、セメルはマヘリの子、マヘリはムシの子、ムシ
 はメラリの子、メラリはレビの子あり、彼らの兄弟なるレビ人等
 は神の室の幕屋の諸の職お任せられたり、○アロンおよびその
 子等は燔祭の壇と香壇の上お物を獻ぐるふとを司どり、また至聖
 所の諸の工をなし、且イスラエルのためお贖をあすふとを司せられ

り、凡て神の僕モーセの命じたるおとし、アロンの子孫は左のこ
 とし、アロンの子はエレアザル、その子はビチハス、その子はアピシ
 ュア、その子はプッキ、その子はウシ、その子はセラヒヤ、その子は
 メラヨテ、その子はアマリヤ、その子はアヒトブ、その子はザドク、
 その子はアヒマアズ、○アロンの子孫の住處は四方の境の内お
 あり、その閭里お循ひていさ、左のことし、先コハテ人の宗族が籤
 およりて得たるところは是あり、すなはちユダの地の中よりは
 ヘブロンとその周囲の郊地を得たり、但しその邑の田野と村々
 はエフン子の子カレブお歸せり、すなはちアロンの子孫の得た
 る邑は逃遁邑なるヘブロン、リブナとその郊地、ヤッテルおよびエシ
 テモアとそれらの郊地、ホルンとその郊地、デビルとその郊地、
 アシヤンとその郊地、ベテシメとその郊地あり、またベニヤミ
 ンの支派の中よりはゲバとその郊地、アレメテとその郊地、アナト

テ、どその郊地を得たり、彼らの邑はその宗族の中、都合十三あり
 き、またコハテの子孫の支派の中、此他なる者はかの半支派の中
 即ちマナセの半支派の中より籤あよりて十の邑を得たり、また
 ゲルシヨンの子孫の宗族は、イッサカルの支派、アセルの支派、ナフタ
 リの支派、およびバシヤンなるヤナセの支派の中より十三の邑を
 得たり、またメラリの子孫の宗族は、ルベンの支派、ガドの支派、
 よびゼブルンの支派の中より籤あよりて十二の邑を得たり、
 スラエルの子孫は、邑とその郊地をレビ人あへたり、
 即ちユ
 ダの子孫の支派とシメオンの子孫の支派とベニヤミンの子孫の
 支派の中よりして、此お名を擧たる是等の邑を籤あよりて之あ
 へたり、
 コハテの子孫の宗族は、またエフライムの支派の中より
 も邑を得てその領地となせり、
 即ちその得たる逃遁邑はエフラ
 イム山のシケムとその郊地およびゲセルとその郊地、
 ヨクメア

ム、どその郊地、ベテホロンドその郊地、
 アヤロンドその郊地、ガテ
 リンモン、どその郊地なり、
 またマナセの半支派の中より
 は、ア子
 ル、どその郊地、ピレアムとその郊地、
 是みあコハテの子孫の遣れる
 宗族あ歸せり、
 ゲルシヨンの子孫あ歸せし者は、
 マナセの半支派
 の宗族の中よりは、
 バシヤンのゴラン、
 どその郊地、
 アシタ、
 ロテ、
 どその郊地、
 セイサカルの支派の中よりは、
 ゲテシ、
 どその郊地、
 ダベラ、
 テ
 どその郊地、
 ラモテ、
 どその郊地、
 アチム、
 どその郊地、
 アセルの支
 派の中よりは、
 ミシアル、
 どその郊地、
 アブドン、
 どその郊地、
 ホコク
 どその郊地、
 レホブ、
 どその郊地、
 ナフタリの支派の中よりは、
 ガリ
 ラヤのゲテシ、
 どその郊地、
 ハンモン、
 どその郊地、
 キリア、
 タイム、
 どそ
 の郊地、
 此外の者すなはち、
 メラリの子孫あ歸せし者は、
 セブルン
 の支派の中よりは、
 リンモン、
 どその郊地、
 タボル、
 どその郊地、
 エリ
 コに對するヨルダンの彼旁すなはち、
 ヨルダンの東あいて、
 ルベ

シの支派の中より曠野のベゼルとその郊地、ヤザとその郊地、七たケデモテとその郊地、メバアテとその郊地、ガドの支派の中よりはギレアデのラモテとその郊地、マハナイムとその郊地、ヘンボシの郊地、ヤセルとその郊地

第七章

イッサカルの子等はトラ、ブラ、ヤシユブ、シムロムの四人、ニトラの子等はウシ、レバヤ、エリエル、ヤマイ、エプサム、サムエル、是みあトラの子おして宗家の長なり、其子孫の大勇士たる者はダビデの世おはその數二萬二千六百人なりき、ミウシの子はイズラヒヤ、イズラヒヤの子等はミカエル、オバデヤ、ヨエル、イシヤの五人、是みな長たる者ありき、その宗家およれをその子孫の中お軍旅の士卒三萬六千人ありき、是は彼等妻子を衆く有たれをあり、ユイッサカルの諸の宗族の中なるその兄弟等すあさち名簿お記載たる大勇士は都合八萬七千人、○六ベニヤミンの子等はベラ、ベケル、エデア

エルの三人、セベラの子等はエツボン、ウシ、ウシエル、エレモテ、イリの五人、皆その宗家の長なり、その名簿お記載たる大勇士は二萬二千三十四人、ハベケルの子等はセミラ、ヨアシ、エリエゼル、エリオエナイ、オムリ、エレモテ、アピヤ、アナトテ、アラメテ、是みあベケルの子等おして宗家の長あり、その子孫の中名簿お記載たる大勇士は二萬二百人なりき、またエデアエルの子はピルハン、ピルハンの子等のエウシ、ベニヤミン、エホデ、ケナアナ、セタン、タルシシ、アピシヤハル、是みあエデアエルの子おして宗家の長たりき、その子孫の中に能く陣おのろみて戦ふ大勇士一萬七千二百人ありき、またイリの子等はシユバムおよびホバム、またアヘラの子はホシム、○十三ナフタリの子等はヤシエル、グニ、エセル、シヤルム、是みなピルハの産る子あり、○十四マナセの子等はろの妻の産る者はアシリエル、ろの妾なるスリアの女の産る者はギレアデの父マキル、十五マキ

ルはホバムとシユバムの妹名はマアカといふ者を妻つまお娶めとれり、
 の次つぎの者ものはゼロベハデといふ、ゼロベハデは女子によしありしのミ十六
 マキルの妻つまマアカ男子なんしを産うみてその名なをベレシとよべり、その弟おとうとの
 名なはシヤレシ、シヤレシの子等こらうはウラムおよびラケム、セウラムの
 子ことベダン、是等これらうはマナセの子こマキルの子こなるギレアデの子等こらうな
 り十八、その妹いもうとハンモレケテはイシホデ、アビエセル、マヘラを産うみり十九
 セミダの子等こらうはアヒアン、シケム、リキ、アニヤム○二十エフライムの
 子こはシユテラ、その子こはベレデ、その子こはタハテ、その子こはエラダ、そ
 の子こはタハテ、三三の子こはザバデ、その子こはシユテラ、エセルとエレ
 アデはガアの土人等どじんらうこれを殺ころせり、其そは彼ら下りゆきてみれば家
 畜うしを奪うせはんとしたれをなり、三三の父ちちエフライムこれぶために哀あは
 むと日ひ久ひさしありけれをその兄弟等きやうだいたらきたりてみれば慰なぐさめたり
 三三あくて後のちエフライムその妻つまの所ところあいらりけるお胎たえて男子なんしを生うみ

たればその名なをベリア(災難)とあづけたり、その家いへお災難わざはひありたれ
 ばなり、二二エフライムの女子むすめセラは上下かみしものベテホロンおよびウセ
 ンセラを建たてたり、三三ベリアの子こはレハおよびレセフ、その子こはテラ、
 四四の子こはタハン、五五の子こはラダン、六六の子こはアミホデ、その子こはエ
 リシヤマ、七七の子こはヌン、その子こはヨシユア、八八エフライムの子孫しそん
 の産さん業げうと住すまひ處ところはベテル、その郷里むらさと、また東ひがしの方かたおてはナアラン、西にし
 の方かたおてはゲセル、その郷里むらさと、またシケム、その郷里むらさと、ねよびアワ
 七七の郷里むらさと、九九またマナセの子孫しそんの國境くにさかひお沿そてはベテシヤン、その
 の郷里むらさと、十十アナク、その郷里むらさと、メギドン、その郷里むらさと、
 十一十一、イサラエルの子こヨセフの子孫しそんは是等これらうの處ところお住すまり○十二アセル
 の子等こらうはイムナ、イシワ、エスイ、ベリアおよびその姉妹しまいセラ、ミベリ
 アの子等こらうはヘベルおよびマルキエル、マルキエルはピルザヒテの
 父ちちなり、十三ヘベルはヤフレテ、シヨメル、ホタムおよびその姉妹しまいシユ

ワを生り、^三ヤフレテの子等はバサク、ピムハル、アシリテ、ヤフレテ
 の子等は是の^かとし^三シヨメルの子等はアヒ、ロガ、ホバおよびア
 ラム、^三シヨメル^三の兄弟^{きょうだい}ヘレムの子等はツバ、イムナ、シレン、アマル、
^三ツバの子等はスア、ハルチペル、シユアル、ベリ、イムラ、^三ベセル、ホ
 ド、シヤンマ、シルシヤ、イテラン、ベエラ^三エタルの子等はエフン子、
 ビスバおよびアラ、^三ウラの子等はアラ、ハニエルおよびリヂア、^四
 是^{これ}をなアセルの子孫おして宗家の長たり挺出たる大勇士たり將
 官の長たりき、^ろの名簿お記載たる能く陣おのろみて戦ふ者二萬
 六千人あり

第八章

一ベニヤミンの生る者は長子^{うひご}をベラ、その次^{つぎ}をアシベル、そ
 の三^{さん}をアハラ、ニその四^よをノハ、^ろの五^ごをラバ、^三ベラの子等はアダ
 ル、ゲラ、アピウデ、^四アピシユア、^ナアマモン、^アホア、^五ゲラ、^シフバム、^ヒ
 ラム、^六エホデの子等は左のごとし、是等はゲバの民の宗家の長な

り、是はマナハテお移されたりセすあちナアマンおよびアヒヤ
 とくもおゲラこれを移せるあり、エホデの子等はすあちウザと
 アヒウデ是なりハシヤハライムは^ろの妻ホシムとバアラを去じ
 後モアブの國おいてまた子等を挙げたり^九彼おろの妻ホアシ
 およりて擧々たる子等はヨバブ、^サピア、^メシヤ、^マルカム、^十エウツ、
 シヤキヤおよびミルマ、是^{これ}の子等おして宗家の長なり^{十二}彼また
 ホシムおよりてアビトブとエルバアルを挙げたり^{十二}エルバアル
 の子等はエベル、^ミシヤムおよびシヤメル、^彼はオノとロドと^ろの
 郷里を建たる者あり^{十三}またベリア、^シマあり是等はアヤロンの民
 の宗家の長たる者おしてガデの民を逐はらへり、^{十四}またアヒオ、^シ
 ヤシヤク、^エレモテ^{十五}セバデヤ、^アラデ、^アデル^{十六}ミカエル、^イシバ、^ヨ
 ハ、是等はベリアの子等あり、^{十七}セバデヤ、^メシユラム、^ヘセキ、^ヘベル
^{十八}イシメライ、^エズリア、^ヨバブ、是等はエルバアルの子等あり、^{十九}ヤ

キン、シクリ、ザベデ、エリエナイ、ナルタイ、エリエル、ニアダヤ、ベラヤ、シムラテ、是等はシマの子等なり、ニ、イシバン、ヘベル、エリエル、ニアブロン、ザグリ、ハナン、ハナニヤ、エラム、アントテヤ、イベデヤ、ベヌエル、是等はシヤシヤクの子等なり、シヤムセライ、シハリア、アタリヤ、ニヤレシア、エリヤ、ザクリ、是等はエロハムの子等あり、是等は歴代の宗家の長おして首たるものなり、是らはエルサレムお住たり、ギベオンの祖はギベオンお住り、その妻の名はマアカといふ、その長子はアブロン、次はツル、キシ、バアル、ナダブ、ニゲドル、アヒオ、ザケル、ニクロテはシメアを生り、是等も又その兄弟等とともおエルサレムお住てこれお對ひ居り、○、タルキシを生り、キシサウルを生り、サウルはヨナタン、マルキシユア、アピナダブ、エシバアルを生り、ヨナタンの子はメリバアル、メリバアルミカを生り、ミカの子等、ニピトン、メレク、ダレア、アハズ、アハズのエホ

アダを生みエホアダのアレメテ、アズマウテおよびシムリを生り、シムリのモザを生り、モザのピチアを生り、その子はラバその子はエレアサその子のアセル、アセルに六人の子あり、其名の左のごとし、アズリカム、ボケル、イシマエル、シヤリヤ、オダアヤ、ハナン、是をアセルの子あり、その兄弟エセクの子等の長子のウラム、その次のエウン、その三のエリベレテ、四のウラムの子等の大勇士おして善く弓を射る者なり、彼の孫子多くして百五十人もあり、是をベニヤミンの子孫なり

第三章

イスラエルの人の皆名簿に記載られたり、視よ是の皆イメラエルの列王紀お録さる、ユダの罪のためおバピロンお擄へらきてゆけり、その産業の邑々に最初に住ひし者のイスラエル人祭司等レビ人および子テニ人等あり、またエルサレムにユダの子孫ベニヤミンの子孫およびエフライムとマナセの子孫

等住^{うす}り^四 卽^{すなは}ち^五 ユダの子^六 ベレツの子^七 孫^八の中^九にて^十の^{十一}アミホデの子^{十二} ウ
 タイ、アミホデの^{十三}子^{十四}、オムリの^{十五}子^{十六}、イムリの^{十七}子^{十八}、イムリの^{十九}子^{二十}、イムリの^{二十一}子^{二十二}、イム
 子^{二十三}なり^{二十四}五^{二十五} シロ族^{二十六}の中^{二十七}にて^{二十八}の^{二十九}シロの^{三十}長^{三十一}子^{三十二}アサヤ^{三十三}および^{三十四}その^{三十五}他^{三十六}の子^{三十七}
 等^{三十八}六^{三十九} セラの子^{四十} 孫^{四十一}の中^{四十二}にて^{四十三}の^{四十四}ユエル^{四十五}および^{四十六}その^{四十七}兄弟^{四十八}六^{四十九}百^{五十}九^{五十一}十^{五十二}人^{五十三}七
 ベニヤミンの子^{五十四} 孫^{五十五}の中^{五十六}にて^{五十七}の^{五十八}ハセヌアの子^{五十九} ハダヤの子^{六十} なる^{六十一}メシ
 ユラムの子^{六十二} サル、ハエロハムの子^{六十三} イブニヤ、ミクリの子^{六十四} なる^{六十五}ウシの
 子^{六十六} エラ^{六十七}および^{六十八}イブニヤの子^{六十九} リウエルの子^{七十} なる^{七十一}シバテヤの子^{七十二} メシ
 ユラム^{七十三}九^{七十四} 並^{七十五}に^{七十六} 彼^{七十七}ら^{七十八}の^{七十九}兄弟^{八十}等^{八十一}の^{八十二}世^{八十三}系^{八十四}お^{八十五}よ^{八十六}れ^{八十七}を^{八十八}合^{八十九}せ^{九十}て^{九十一}九^{九十二}百^{九十三}五^{九十四}十^{九十五}六
 人^{九十六}是^{九十七}を^{九十八}な^{九十九}る^{一百}の^{一百一}宗^{一百二}家^{一百三}の^{一百四}長^{一百五}た^{一百六}る^{一百七}人^{一百八}々^{一百九}なり^{二百}十^{二百一} また^{二百二} 祭^{二百三}司^{二百四}の中^{二百五}にて^{二百六}の^{二百七}エダ
 ヤ、ヨアリブ、ヤキン^{二百八}および^{二百九}ヒルキヤの子^{三百} アザリヤ、ヒルキヤの^{三百一}メ
 シ^{三百二} ユラムの子^{三百三} メシ^{三百四} ユラムの^{三百五}子^{三百六} ザドクの子^{三百七} ザドク^{三百八}の^{三百九}メ^{四百}ラ^{四百一}ヨ^{四百二}テ^{四百三}の^{四百四}子^{四百五} メ
 ラ^{四百六}ヨ^{四百七}テ^{四百八}の^{四百九}ア^{五百}ヒ^{五百一}ト^{五百二}ブ^{五百三}の^{五百四}子^{五百五} あり^{五百六}ア^{五百七}ザ^{五百八}リ^{五百九}ヤ^{六百}ハ^{六百一}神^{六百二}の^{六百三}室^{六百四}の^{六百五}宰^{六百六}たり^{六百七}十三^{六百八} また^{六百九} エ
 ロ^{七百}ハ^{七百一}ム^{七百二}の^{七百三}子^{七百四} ア^{七百五}ダ^{七百六}ヤ^{七百七}、エ^{七百八}ロ^{七百九}ハ^{八百}ム^{八百一}の^{八百二}バ^{八百三}シ^{八百四}ユ^{八百五}ル^{八百六}の^{八百七}子^{八百八} バ^{八百九}シ^{九百}ユ^{九百一}ル^{九百二}の^{九百三}マ^{九百四}ル^{九百五}キ^{九百六}ヤ

の^{九百七}子^{九百八}なり^{九百九}、また^{一千} ア^{一千一}デ^{一千二}エ^{一千三}ル^{一千四}の^{一千五}子^{一千六} マ^{一千七}ア^{一千八}セ^{一千九}ヤ^{二千}、ア^{二千一}デ^{二千二}エ^{二千三}ル^{二千四}の^{二千五}子^{二千六} ヤ^{二千七}セ
 ラ^{二千八}の^{二千九}メ^{三千}シ^{三千一}ユ^{三千二}ラム^{三千三}の^{三千四}子^{三千五} メ^{三千六}シ^{三千七}ユ^{三千八}ラム^{三千九}の^{四千}メ^{四千一}シ^{四千二}レ^{四千三}モ^{四千四}テ^{四千五}の^{四千六}子^{四千七} メ^{四千八}シ^{四千九}レ^{五千}モ^{五千一}テ^{五千二}の^{五千三}子^{五千四} メ^{五千五}シ^{五千六}レ^{五千七}モ^{五千八}テ^{五千九}の^{六千}子^{六千一} メ^{六千二}シ^{六千三}レ^{六千四}モ^{六千五}テ^{六千六}の^{六千七}子^{六千八} メ^{六千九}シ^{七千}レ^{七千一}モ^{七千二}テ^{七千三}の^{七千四}子^{七千五} メ^{七千六}シ^{七千七}レ^{七千八}モ^{七千九}テ^{八千}の^{八千一}子^{八千二} メ^{八千三}シ^{八千四}レ^{八千五}モ^{八千六}テ^{八千七}の^{八千八}子^{八千九} メ^{九千}シ^{九千一}レ^{九千二}モ^{九千三}テ^{九千四}の^{九千五}子^{九千六} メ^{九千七}シ^{九千八}レ^{九千九}モ^{十千}テ^{十千一}の^{十千二}子^{十千三} メ^{十千四}シ^{十千五}レ^{十千六}モ^{十千七}テ^{十千八}の^{十千九}子^{十一千} メ^{十一千一}シ^{十一千二}レ^{十一千三}モ^{十一千四}テ^{十一千五}の^{十一千六}子^{十一千七} メ^{十一千八}シ^{十一千九}レ^{十二千}モ^{十二千一}テ^{十二千二}の^{十二千三}子^{十二千四} メ^{十二千五}シ^{十二千六}レ^{十二千七}モ^{十二千八}テ^{十二千九}の^{十三千}子^{十三千一} メ^{十三千二}シ^{十三千三}レ^{十三千四}モ^{十三千五}テ^{十三千六}の^{十三千七}子^{十三千八} メ^{十三千九}シ^{十四千}レ^{十四千一}モ^{十四千二}テ^{十四千三}の^{十四千四}子^{十四千五} メ^{十四千六}シ^{十四千七}レ^{十四千八}モ^{十四千九}テ^{十五千}の^{十五千一}子^{十五千二} メ^{十五千三}シ^{十五千四}レ^{十五千五}モ^{十五千六}テ^{十五千七}の^{十五千八}子^{十五千九} メ^{十六千}シ^{十六千一}レ^{十六千二}モ^{十六千三}テ^{十六千四}の^{十六千五}子^{十六千六} メ^{十六千七}シ^{十六千八}レ^{十六千九}モ^{十七千}テ^{十七千一}の^{十七千二}子^{十七千三} メ^{十七千四}シ^{十七千五}レ^{十七千六}モ^{十七千七}テ^{十七千八}の^{十七千九}子^{十八千} メ^{十八千一}シ^{十八千二}レ^{十八千三}モ^{十八千四}テ^{十八千五}の^{十八千六}子^{十八千七} メ^{十八千八}シ^{十八千九}レ^{十九千}モ^{十九千一}テ^{十九千二}の^{十九千三}子^{十九千四} メ^{十九千五}シ^{十九千六}レ^{十九千七}モ^{十九千八}テ^{十九千九}の^{二十千}子^{二十千一} メ^{二十千二}シ^{二十千三}レ^{二十千四}モ^{二十千五}テ^{二十千六}の^{二十千七}子^{二十千八} メ^{二十千九}シ^{二十千}レ^{二十千一}モ^{二十千二}テ^{二十千三}の^{二十千四}子^{二十千五} メ^{二十千六}シ^{二十千七}レ^{二十千八}モ^{二十千九}テ^{二十千}の^{二十千}子^{二十千} メ^{二十千}シ^{二十千}レ^{二十千}モ^{二十千}テ^{二十千}の^{二十千}子^{二十千} メ^{二十千}シ^{二十千}レ^{二十千}モ^{二十千}テ^{二十千}の^{二十千}子^{二十千}

り^{十五} また^{十六} バ^{十七}ク^{十八}バ^{十九}ツ^{二十}カル、ヘ^{二十一}レ^{二十二}シ、ガ^{二十三}ラ^{二十四}ル^{二十五}お^{二十六}よ^{二十七}び^{二十八}ア^{二十九}サ^{三十}フ^{三十一}の^{三十二}子^{三十三} ザ^{三十四}ク^{三十五}リ^{三十六}の^{三十七}子^{三十八}
 かる^{三十九}ミ^{四十}カ^{四十一}の^{四十二}子^{四十三} マ^{四十四}タ^{四十五}ニ^{四十六}ヤ^{四十七}十^{四十八}六^{四十九}なら^{五十}び^{五十一}お^{五十二}エ^{五十三}ド^{五十四}ト^{五十五}ン^{五十六}の^{五十七}子^{五十八} ガ^{五十九}ラ^{六十}ル^{六十一}の^{六十二}子^{六十三} あり^{六十四}
 シ^{六十五}マ^{六十六}ヤ^{六十七}の^{六十八}子^{六十九} オ^{七十}バ^{七十一}デ^{七十二}ヤ^{七十三}、お^{七十四}よ^{七十五}び^{七十六}エ^{七十七}ル^{七十八}カ^{七十九}ナ^{八十}の^{八十一}子^{八十二} あり^{八十三}ア^{八十四}サ^{八十五}の^{八十六}子^{八十七} ベ^{八十八}レ^{八十九}キ^{九十}ヤ、
 エ^{九十一}ル^{九十二}カ^{九十三}ナ^{九十四}の^{九十五}子^{九十六} ト^{九十七}バ^{九十八}人^{九十九}の^十郷^{十一}里^{十二}お^{十三}住^{十四}た^{十五}る^{十六}者^{十七} あり^{十八}十^{十九}七^{二十} 門^{二十一}を^{二十二}守^{二十三}る^{二十四}者^{二十五}の^{二十六}シ^{二十七}ヤ
 ル^{二十八}ム、ア^{二十九}ツ^{三十}ク^{三十一}ブ、タ^{三十二}ル^{三十三}モ^{三十四}ン、ア^{三十五}ヒ^{三十六}マ^{三十七}ン^{三十八}お^{三十九}よ^{四十}び^{四十一}そ^{四十二}の^{四十三}兄^{四十四}弟^{四十五}等^{四十六}お^{四十七}し^{四十八}て^{四十九}シ^{五十}ヤ^{五十一}レ^{五十二}ム
 その^{五十三}長^{五十四}た^{五十五}り^{五十六}十^{五十七}八^{五十八} 彼^{五十九}は^{六十}今^{六十一}日^{六十二}ま^{六十三}で^{六十四}東^{六十五}の^{六十六}方^{六十七}なる^{六十八}王^{六十九}は^{七十}門^{七十一}を^{七十二}守^{七十三}り^{七十四}を^{七十五}る^{七十六}、是^{七十七}等^{七十八}は
 レ^{七十九}ピ^{八十}の^{八十一}子^{八十二} 孫^{八十三}の^{八十四}營^{八十五}の^{八十六}門^{八十七}を^{八十八}守^{八十九}る^{九十}者^{九十一}なり^{九十二}十^{九十三}九^{九十四} コ^{九十五}ラ^{九十六}の^{九十七}子^{九十八} エ^{九十九}ピ^十ア^{十一}サ^{十二}フ^{十三}の^{十四}子^{十五} な

るコレの子シヤルムおよびその父の家の兄弟等なぞのコレ人は
 幕屋の門門を守る職務を主とせりその先祖等はエホバの營の傍
 おありてその入口を守れりニエレアザルの子ビ子ハス昔彼らの
 主宰たりきエホバかれどもお在せりニメシレミヤの子ゼカリ
 ヤは集會の幕屋の門を守る者なりきニ是みな選をれて門を守る
 者おて合せて二百十二人ありき皆その村々の名簿お記載たる者
 なりしおダビデと先見者サムエルこれをもその職に任じたりニ彼
 等どのの子孫は順番おエホバの室すあち幕屋の門を司せり
 門を守る者は西東北南の四方お居りニまたその村々に居る兄
 弟等は七日ごとお送り來りて彼らを助けたりニ門を守る者の長
 たるこの四人のレビ人はその職にをりて神の室の諸の室と府庫
 とを司とれりニ彼らは番守をあす身なるお因て神の室の四周に
 舍れり而して朝ごとおこれを開くことをせりニその中お奉事の

器皿を司とる者あり、是はその數を按べて携へいりその數を按べ
 て携へいだすべき者なりニまたその他の器皿すなはち聖所の一
 切の器皿および麥粉酒油乳香香料を司とる者ありニまた祭司の
 徒れ中お香料をもて香膏を製する者ありニコレ人シヤルムは長子
 なるマタテヤといふレビ人は鍋にて製するところの物を司とれり
 またコハテ人の子孫たるその兄弟等の中に供前のパンを司とり
 て安息日ごとおこれを調ふる者等ありニレビ人の宗家の長たる
 是等の者は謳歌師にして殿の諸の室に居て他の職を爲さりき其
 は日夜その職務おかゝりをればなりニ是等はレビ人れ歴代の宗
 家の長にして首長たる者あり是等はエルサレムお住り○三十五
 オンの祖エヒエルはギベオンに住りその妻の名ハマアカといふ
 三六の長子はアブドン次はツル、キシ、バアル、チル、ナダブ、ゲドル、
 アヒオ、ゼカリヤ、ミクロテ、三八ミクロテシメアムを生り、彼等もその

兄弟等^{きやうだい}とともおエルサレム^{エルサレム}に住^{すま}てろの兄弟等^{きやうだい}と相對^{あひむか}ひ居^をり三^{さん}子^しルはキシを生^うミキシはサウルを生^うミサウルはヨナタン、マルキシユア、アピナダブおよびエシバルを生^うミヨナタンの子はメリバアル、メリバアルミカを生^うミカの子等^{こら}はピトン、メレク、タレアおよびアハズ、^{四二}アハズはヤラを生^うミ、ヤラはアレメテ、アズマウテおよびシムリを生^うミシムリはモザを生^うミ、^{四三}モザはピチアを生^うミ、^{四四}ピチアの子はレバヤろの子のエレアサろの子はアセル、^{四五}アセルは六人の子ありき、ろの名の左の^さと、^{四六}アズリカム、ボクル、イシマエル、シヤリヤ、オバデヤ、ハナン是等^{これら}の^{アセル}の子なり

第十章

一 茲^{こゝ}にペリシテ人イスラエルと戦^{たたか}ひけるおイスラエルの人々のペリシテ人の前より逃^にげギルボア山に殺^{ころ}さきて倒^{たふ}れたりニペリシテ人のサウルどろの子等を追^お撃^{うち}えかしてペリシテ人サウルの子ヨナタン、アピナダブおよびマルキシユアを殺^{ころ}せり^三斯^た

ろの戦^{たたか}闘^{あつ}烈^{はげ}まうしてサウルおおし迫^{せま}り射^い手の者等^{ものども}つひにサウルに追^おつきけれをサウル射^い手の者等^{ものども}のためお惱^{なや}めり^四サウル是^{こゝ}においてろの武器^{ぶき}を執^とる者お言^いける汝^{なんぢ}の劍^{つるぎ}をぬき其^{これ}をもて我^{われ}を刺^させ恐^{おそ}らくいふの割^{かつ}禮^{らい}なき者等^{ものども}きたりて我^{われ}を辱^{はづ}かめんと、然^{しか}るおろの武器^{ぶき}を執^とる者痛^{いた}くおろれて背^{うけ}のざりけき^五パサウルすなえちろの劍^{つるぎ}をとりてろの上^{うへ}に伏^ふたり^五武器^{ぶき}を執^とる者^{もの}サウルの死^したるを見て己^{おのれ}もまた劍^{つるぎ}の上^{うへ}お伏^ふて死^おり^六斯^{かく}サウルどろの三人の子等^らおよびろの家族^{かぞ}を共に死^おり^七谷^{たに}に居^をるイスラエルの人々^{ひと}をみな彼^{かれ}らの逃^にるを見^みまたサウルどろの子等^らの死^おるを見^みてろの邑^{まち}々^々を棄^{すて}て逃^にけれバペリシテ人來^{きた}りてろの中^{うち}に住^すり○^八明^ある日^ひペリシテ人殺^{ころ}されたる者^{もの}を剝^はぐんとて來^{きた}りサウルどろの子等^らのギルボア山にたふれをるを見^み九^九すないちサウルを剝^はきてろの首^{くび}どろの鎧^{よろい}甲^{かぶ}を取りペリシテの國^{くに}の四方^{あそ}方に人^{ひと}を遣^{つか}はしてこの事^{こと}をろの偶^ぐ像^{ざう}

と民に告^{つげ}め、⁺志^まかして、かき^ぶ鎧^{よろひ}甲^{かぶ}を^ろの神^{かみ}の室^{むろ}に藏^{かく}め、彼^{かれ}の首^{くび}を^ダゴンの宮^{みや}に釘^{うちう}けたり。⁺茲^{こゝ}に⁺サウルの體^{からだ}と^ろの子等^{こらう}の體^{からだ}とを^奪ひ取^とて、⁺み^みを⁺ヤベシに持^もきたり。事^{こと}と⁺く⁺ヤベシギレ^{ギレ}ア^アデ中^{ちゆう}に⁺聞^きえ⁺され⁺バ⁺士^し等^{らう}と⁺な⁺起^おり。サウルの體^{からだ}と^ろの子等^{こらう}の體^{からだ}とを^奪ひ取^とて、⁺み^みを⁺ヤベシに持^もきたり。ヤベシの橡^{かし}樹^{のき}の下^{もと}に⁺骨^{ほね}を⁺葬^{はうむ}りて、⁺七^{なな}日^かの⁺あ⁺ひ⁺だ⁺斷^{だん}食^{じき}せり。期^かに⁺サウルは⁺エホバに⁺む⁺か⁺ひ⁺て⁺犯^かせし⁺罪^{つみ}のため⁺に⁺死^したり。即^{すなは}ち⁺彼^{かれ}は⁺エホバの言^{ことば}を守^{まも}らず、⁺また⁺憑^{つく}鬼^{あや}者^せに⁺問^とふこと⁺を⁺爲^なして、⁺昔^{むかし}エホバに⁺問^とふこと⁺を⁺せ⁺ざり⁺と⁺な⁺り。是^{こゝ}を⁺も⁺て⁺エホバに⁺か⁺れ⁺を⁺殺^{ころ}す⁺の⁺國^{くに}を⁺移^{うつ}して、⁺エッサイの子^こダビデ⁺に⁺與^{あた}へ⁺た⁺ま⁺へ⁺り。

第十一^{じゅういち}章^{しやう} **第**一^{だいいち}節^{せつ} 茲^{こゝ}に⁺イスラエル^{イスラエル}の⁺人^{ひと}と⁺な⁺へ⁺ブ⁺ロ⁺ン⁺に⁺集^あまり⁺て⁺ダビデ⁺の⁺許^{もと}に⁺詣^いり⁺言^いける⁺は⁺我^{われ}らは⁺汝^{なんぢ}の⁺骨^{ほね}肉^{にく}なり。前^{まへ}に⁺サウル⁺が⁺王^{わう}たりし⁺時^{とき}にも⁺汝^{なんぢ}の⁺イスラエル⁺を⁺率^なゐ⁺て⁺出^で入^いする⁺者^{もの}なり⁺き、⁺又^{また}なん⁺ち⁺の⁺神^{かみ}エホバ⁺に⁺む⁺か⁺ひ⁺て⁺汝^{なんぢ}の⁺わ⁺ぶ⁺民^{たみ}イスラエル⁺を⁺牧^{やしな}養^よふ⁺者^{もの}と⁺あ⁺り。

我^{われ}民^{たみ}イスラエル⁺の⁺君^{きみ}と⁺な⁺らん⁺と⁺言^いたま⁺へ⁺り⁺と⁺三^{さん}斯^しイスラエル⁺の⁺長^{ちやう}老^{らう}みな⁺へ⁺ブ⁺ロ⁺ン⁺に⁺き⁺た⁺り⁺て⁺王^{わう}の⁺許^{もと}に⁺い⁺た⁺り⁺け⁺れ⁺を⁺ダビデ⁺へ⁺ブ⁺ロ⁺ン⁺に⁺て⁺エホバ⁺の⁺前^{まへ}に⁺彼^{かれ}ら⁺と⁺契^{けい}約^{やく}を⁺た⁺て⁺たり、⁺彼^{かれ}ら⁺す⁺な⁺い⁺ち⁺ダビデ⁺に⁺膏^{あぶら}を⁺ろ⁺う⁺ぎ⁺て⁺イスラエル⁺の⁺王^{わう}と⁺あ⁺ら⁺し⁺む⁺事^{こと}により⁺て⁺傳^{つた}は⁺り⁺し⁺エホバ⁺の⁺言^{ことば}の⁺こ⁺と⁺く⁺せ⁺り、⁺四^よろ⁺く⁺て⁺ダビデ⁺の⁺イスラエル⁺の⁺人^{ひと}々^らを⁺率^なゐ⁺て⁺エルサレム⁺に⁺往^ゆり、⁺エルサレム⁺は⁺即^{すなは}ち⁺エブ⁺ス⁺なり⁺の⁺國^{くに}の⁺土^ど人^{たみ}エブ⁺ス⁺人^{たみ}其^{その}處^{こゝ}に⁺居^まり、⁺是^{こゝ}に⁺あ⁺い⁺て⁺エブ⁺ス⁺の⁺民^{たみ}ダビデ⁺に⁺言^いける⁺は⁺汝^{なんぢ}は⁺此^{こゝ}に⁺あ⁺い⁺る⁺べ⁺か⁺ら⁺ず⁺と⁺然^{しか}る⁺に⁺ダビデ⁺は⁺シ⁺オン⁺の⁺城^{しろ}を⁺取^とり、⁺是^{こゝ}に⁺す⁺な⁺い⁺ち⁺ダビデ⁺の⁺邑^{まち}あり、⁺六^むの⁺時^{とき}ダビデ⁺は⁺シ⁺オン⁺の⁺城^{しろ}を⁺取^とり、⁺あ⁺ら⁺し⁺む⁺第^{だいいち}一^{いち}に⁺エブ⁺ス⁺人^{たみ}を⁺撃^{うち}や⁺ぶ⁺る⁺者^{もの}を⁺首^{かしろ}と⁺な⁺し、⁺將^{あや}と⁺な⁺さん⁺と⁺期^かて⁺セル^{セル}ヤ⁺の⁺子^こヨア⁺ブ⁺先^{せん}登^とり⁺て⁺首^{かしろ}と⁺な⁺れ⁺り、⁺七^{しち}ダビデ⁺の⁺城^{しろ}に⁺住^すた⁺れ⁺を⁺こ⁺を⁺ダビデ⁺の⁺邑^{まち}と⁺稱^よへ⁺たり、⁺八^{はち}ダビデ⁺また⁺ろ⁺の⁺邑^{まち}の⁺四^し方^{ほう}す⁺な⁺い⁺ち⁺ミ^ミロ⁺城^{しろ}塞^{さい}より⁺内^{うち}の⁺四^し方^{ほう}に⁺建^た築^{ちく}を⁺な⁺せ⁺り、⁺邑^{まち}の⁺中^{ちゆう}の⁺ろ⁺の⁺餘^よの⁺處^{ところ}

ハヨアプこそを修理へり九斯てダビデはますく大になりゆけり、萬軍のエホバこれどもに在したきをなり○+ダビデが有る勇士の重なる者は左のごとし是等はイスラエルの一切の人どもにもダビデに力をろへて國を得させ、終にこそを王となしてエホバがイスラエルにつきて宣ひし言を果せり+ダビデの有る勇士の数は是のごとし第一は三十人の長たるハクモニ人の子ヤシヨベアム彼は槍を揮ひて一時に三百人を衝殺せし事あり+彼の次はアホア人ドドの子エレアザルおして三勇士の中なり+彼ダビデとともバスタダミムに在けるおベリシテ人其處に集りきて戦へり、其處お大麥の満たる地一箇所あり、時に民ベリシテ人の前より逃たりしが昔彼らの地所の中に躑どどまり之を護りてベリシテ人を殺せり而してエホバ大なる拯救をはせして之を救ひたまへり+三十人の長ある三人の者アドラムの洞穴に下り磐の處

お往てダビデに詣りし事あり、時おベリシテ人の軍兵のレバイム
 の谷お陣どれり+その時ダビデは砦お居りベリシテ人の鎮臺兵
 はベテレヘムにありけるが+ダビデ慕ひ望みて言々るの誰かベ
 テレヘムの門にある井の水を持來りて我に飲せよかし+この三
 人すあちペリシテ人の軍兵の中を衝どほりてベテレヘムの門
 にある井の水を汲取てダビデの許お携へきたれり、然とダビデ
 れを飲むとをせず、之をエホバの前に灌ぎて+言けるハ我神よ我
 決してこれを爲し、我いかで命をるけし此三人の血を飲べけんやと
 彼ららの命をかけて之を携へきたりたれをなり故にダビデこれ
 を飲つとを爲さりき、此三勇士は是らの事を爲り+ヨアブの兄弟
 アピシヤイは三人の長たり彼は槍を揮ひて三百人を衝てろし三
 人の中お名を得たり+彼の第二の三人の中にて尤も貴くしてろ
 の首にせらる然と第一の三人に及ばざりき+エホヤダの子カ

プシエルのベナヤは勇氣あり衆多の功績ありし者なり彼はモア
 プのアリエルの二人の子を撃殺せりまた雪の日に下りゆきて穴
 の中にて獅子一匹を撃殺せし事ありき三彼はまた長身五キユビ
 ト程あるエシプト人を殺せりろのエシプト人の機織の膝のごと
 き槍を手に執をりしお彼之杖をとりて之を許お下りゆきエシプ
 ト人の手よりろの槍を振どりてその槍をもて之を殺せり三エホ
 ヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得たり三彼は
 三十人の中にて尊かりしかども第一の三人には及ばざりき、ダビ
 デかれを親兵の長となせり○三軍兵の中の勇士はヨアブの兄弟
 アサヘル、ベテレヘムのドドの子エルハナン、モハロデ人シヤンマ、
 ペロニ人ヘレツテコア人イケシの子イラ、アナトラ人アピエゼ
 ル、三九ホシヤ人シベカイ、アホア人イライ、三九子トバ人マハタイ、子ト
 バ人バナアの子ヘレデ、三ニヤミンの子孫のギベアより出たる

リバイの子イッタイ、ピラト人ベナヤ、三三ガアシの谷のホライ、アル
 バテ人アピエル、三三バハルム人アズマウテ、シヤルボニ人エリヤバ、
 三三ギヅニ人ハセム、ハラリ人シヤゲの子ヨナタン、三三ハラリ人サカ
 ルの子アヒアム、ウルの子エリバル、三三メケラ人ヘベルペロニ人ア
 ヒヤ、三七カルメル人ヘツタイ、エズバイの子ナアライ、三八ナタンの兄
 弟ヨエル、ハグリの子ミプハル、三九アンモニ人セレク、セルヤの子ヨ
 アブの武器を執る者なるベエロテ人ナハライ、四〇エテリ人イラ、エ
 テリ人ガレプ、四一ヘテ人ウリヤ、アヘライの子ザバデ、四二ルベン人シ
 ザの子アデナ、是はルベン人の軍長の一人にして従者三十人を率
 るたり、四三マアカの子ハナン、ミテニ人ヨシヤバテ、四四アシテラ人ウ
 シヤ、アロエル人ホタンの子等シヤマとエイエル、四五デシ人シムリ
 の子エデアエルおよびその兄弟ヨハ、四六マハウ人エリエル、エルナ
 アムの子等エリバイおよびヨシヤワヤ、モアブ人イアマ、四七エリエ

ルオベデ、ソメバ人ヤシエル
 閉こもり居ける時に彼處にゆきてダビデに就し者は左のごとし
 ろの人々は勇士の中にしてダビデを助けて戦ひたる者ニ能く弓
 を響き右左の手を用ゐて善く石を投げ弓矢を發つ者なりしが俱
 おベニヤミン人にしてサウルの宗族たり三首はアヒエセル次之
 ヨアシ、是ら之ギベア人シマアの子等なり、又エシエルおよびベレ
 テ、是ら之アズマウラの子等なり、又ベラカおよびアナトラ人エヒ
 ウ、又またギベオン人イシマヤ、彼之三十人の中の勇士おして三十
 人の首たり又エレミヤ、ヤハシエル、ヨハナン、ケデラ人ヨザバデ、五
 エルザイ、エリモテ、ベアリヤ、シマリヤ、ハリフ人シバテヤ、六エルカ
 ナ、エシヤ、アザリエル、ヨエゼル、ヤシヨベアム、是等の、コラ人あり七
 またゲドルのエロハムの子等あるヨエラおよびセバデヤハガド

人の中より曠野の砦に脱きたりてダビデに歸せし者あり是みな
 大勇士にして善戦あふ軍人能く楯と戈とをつかふ者にてその面
 は獅子の面のごとくその捷きこと山にをる鹿のごとくなりき
 九の首のエセルの二之オバデヤその三のエリアブその四
 のミシマンナその五のエレミヤその六のアタイその七のエリ
 エルその八のヨハナンその九はエルザバデその十はエレミ
 ヤその十一はマクパナイ十四是等はガドの人々にして軍旅の長た
 り、その最も小き者は百人に當りその最も大なる者は千人に當れ
 り十五正月ヨルダンその全岸に溢れたる時お是らの者濟りゆきて
 谷々に居る者をことごとく東西に打奔らせたり十六茲おベニヤミ
 ンとユダの子孫の中の人々砦お來りてダビデお就さけるに十七ダ
 ビデこれを出むかへ應へて之お言けるは汝ら厚志をもて我を助
 けんとして來れるあらば我心なんちらと相結ばん、然も汝らもし我

手に惡きこと有ざるに我を欺きて敵お付さんどせを我らの先祖の神ねぶはくの之を監みて責たまへど十八時に聖靈三十人の長アマサイに臨みて彼すかはち言けるはダビデよ我らは汝お属す、エッサイの子よ我らは汝を助けん、願くは平安あれ、汝にも平安あれ、汝を助くる者にも平安あれ、汝の神汝を助けたまふありと、是においてダビデ彼らを接いれて軍旅の長となせり十九前あダビデベリシテ人どどもにサウルと戦はんとて攻きたれる時マナセ人數人ダビデに属り、但しダビデ等は遂にベリシテ人を助けざりき、其はベリシテ人の君等あひ謀り彼は我らの首級をもてその主君サウルに歸らんと言て彼を去しめたればなり二十斯てダビデチクラグお往る時マナセ人アデナ、ヨザバデ、エデアエル、ミカエル、ヨザバデ、エリウ、ザルメオこれに歸せり皆マナセ人の千人の長たる者なり二十一ダビデを助けて敵軍に當れり彼らは皆大勇士にして軍旅

の長となれり三當時ダビデに歸して之を助くる者日々に加はりて終に大軍となり神の軍旅のおどくなれり三戦争のために身をよろひへプロンに來りてダビデに就きエホバの言のごとくサウルの國をダビデに歸せしめんとしたる武士の數は左のごとし三エダの子孫おして楯と戈とを執り戦争のために身をよろへる者は六千八百人三シメオンの子孫おして善戦かふ大勇士は七千一人三レビの子孫たる者は四千六百人三エホヤダアロン人を率ゐたり之お属する者は三千七百人三またザドクといふ年若き勇士ありき、りの宗家の長たる者二十二人ありたり三サウルの宗族ベニヤミンの子孫たる者三三千人、是ベニヤミン人は多くサウルの家に向も忠義を盡しゐたれとなり三エフライムの子孫たる者は二萬八百人、皆大勇士にしてろの宗家の名ある人々たり三マナセの半支派の者一萬八千人、皆名を録されたる者なるが來りて

マヒデを王わうおたてんとすミイッサカルの子孫こそんたる者ものの中うちより善よく
 時勢ときせいお通つうじイストラエルの爲ためべきことを知る者ものきたれりの首かしら二
 百人ありその兄弟きょうだい等は皆みなこれの指揮しきおえたがへりミセブルンの
 者は五萬人皆みなよく身をよろひ各種さまごの武器ぶきをもて善よく戦闘せんたうをなし
 一心いっしんお行伍そなへを守る者ものなりきミナフタリの者は將あやうたる者もの千人、楯たてと
 戈こを執とてこれお従したがふ者もの三萬七千人ミダン人は二萬八千六百人お
 して皆みなうなへを守まもる者ものなりきミアセルの者は四萬人おして皆みなよ
 く陣ぢんおのぞみ且かつ行伍そなへを守る者ものなりきミまたヨルダンの彼旁かなたなる
 ルベン人とガド人とマナセの半支派ななかのわかれの者ものは十二萬人ミな各種さまごの
 武器ぶきを執とて戦争いくさおいづるお勝たよる者ものなりきミ是等これうの行伍そなへを守る軍いくさ
 人等びとら眞實まことの心こころを懐いだきてへプロンお來きたりダヒデをもてイストラエル
 全國ぜんこくの王わうとなさんとせり其餘そのよのイストラエル人もまた心こころを一おし
 てダヒデを王わうとなさんとせりミ彼ら彼處かしこお三日みっかをりてダヒデと

ともお食くひかつ飲のめり其そのはろの兄弟きょうだい等たらこれおためお備そなへをなしたれ
 ちかり四また近處ちかきところの者ものよりイッサカル、セブルンおよびナフタリの
 者ものお至いたるまでパンと麥粉むぎこの食物くひものと乾無花果ほしちやくと乾葡萄ほしぶどうと酒さけと油等あぶらご
 を驢馬ろ、駱駝らくた、牛、馬、お載のせきたりかつ牛羊うしひつちを多く携たづへいたれり、是これイ
 ラエルみお喜よろこびたれちかり

第十三章

一 茲こゝおダヒデ千人の長かしら百人の長かしらなどの諸將しよせやうとあひ議はかり

而しかしてダヒデイストラエルの全會衆ぜんくわいしうお言いけるは汝らもし之これを善よし
 とし、我われらの神かみエホバこれを允ゆるしたまひ我われら徧あまく人を遣つかしてイ
 スラエルの各地かくちに留とどまれる我われらの兄弟きょうだいならびにろの諸郊地しよかうちの邑まち
 々ごとおをる祭司さいしとレビ人とお至いたらせ之これをして我われらの所ところお集あまらし
 めんミ而しかして我われらまた我われらの神かみの契約けいやくの匱ほこを我われらの所ところお移うつさん
 サウルの世よおは我われら之これお就つて詢とことをせざりしなりと曰い會衆くわいしうみ
 な然しかすべしと言いひ、其そのは民たみみお此この事を善よと觀みたればなり五是こゝお

いてダビデはキリアテヤリムより神の契約の匱を昇きたらんとてエシプトのシホルよりハマテの入口までのイスラエル人をこどくく召あつめ而してダビデイスラエルの一切の人とともおバアラといふユダのキリアテヤリムに上り往きケルビムの上お坐したまふエホバ神の名をもて稱らるる契約の匱を其處より昇のぼらんとし七乃ち神の契約の匱を新しき車に載てアピナダブの家より率いだし、ウザとアヒオの車を御せりハダビデおよびイスラエルの人はみな歌と琴と瑟と鼗鼓と鏡鈸と喇叭を以て力をきはめ歌をうたひて神の前お踊れり九あくてキドンキドンの禾場お至れる時ウザ手を神の契約の匱お伸してこれを扶へたり、其の牛これを振たればなり十ウザその手を伸て契約の匱おつけたるおよりてエホバこれお向ひて忿怒を發してこれを撃たまひければ其處おて神の前お死死り十一エホバウザを撃たまひしお因て

ダビデ怒れり其處を今日までベレツウザウザ撃と稱へらるる十三日の日ダビデ神を畏れて言り我あんろ神の契約の匱を我所お昇ゆくべらんやと十三ダビデの契約の匱を己のところダビデの城邑おうつさず之を轉らしてガテ人オベデエドムの家お昇いらしめたり十四神の契約の匱オベデエドムの家おありて其家族とともおあること三月なりきエホバオベデエドムの家とその他一切の所有を祝福たまへり

第十四章

一茲おツロの王ヒラム使者をダビデお遣はし之のためお家を建させんとて檜樹および木匠と石工をおくれりニダビデはエホバの固く己をたてしイスラエルの王となしたまへるを曉れり、其はろの民イスラエルの故およりてろの國振ひ興りたればなりニダビデエルサレムおおいてまた妻妾を納たり而してダビデまた男子、女子を得たり四そのエルサレムおて得たる子等の名

は左のこどしシヤンマ、シヨバブ、ナタン、シロモン、ユイブ、ハル、エリ
 シユア、エルバレテ、ホノガ、チベグ、ヤビア、セエリシヤマ、ベエリアダ、
 エリバレテ、○ハ茲、ホダビデの膏ろゝぶれてイスラエル全國の王
 とされる事ペリシテ人、お聞えければ、ペリシテ人みなダビデを獲
 んどて上れり、ダビデは聞て之、お當らんとて出たりし、ぶ九、ペリシ
 テ人、すでに來りてレバイム、の谷を侵したりき、十時、ホダビデ神、お
 問て言ける、我、ペリシテ人、おむかひて攻上るべきや、汝、かれらを
 吾手、お付したまふや、エホバ、ダビデ、お言たまひけるは、攻上れ、我、か
 れらを汝の手、お付さんど、十、是、おおいて、皆、バアルペラシム、お上り
 ゆさけるが、ダビデ、つひ、お彼處、おて、彼らを打取り、而して、ダビデ、言
 り、神水、の破壊り、出るこどく、お我手、をもて、わが敵、を敗り、たまへり
 と、是、をもて、その處、の名を、バアルペラシム、(破壊の處)と呼ぶなり、十
 彼ら、其處、おろの神々、を遣ゆ、きたれを、ダビデ、命じて、火をもて、これ

を焚せたり、十三、期て後、ペリシテ人、復谷を侵しければ、十四、ダビデ、また
 神、お問、お神、これに言たまひけるは、彼らを追て上るべ、おら、ず、彼ら
 を離れて、回り、ベカの樹の方より、おれを襲へ、十五、汝、ベカの樹の上、に
 進行の音、あるを聞、お則ち、進んで、戦ふべし、神、汝のまへに、進み、いで
 べリシテ人の軍勢、を撃た、まふべければ、なりと、十六、ダビデ、すなはち
 神の己、お命、じたまひし、如くして、ペリシテ人の軍勢、を撃や、ぶり、つ
 ゝギ、ベオン、より、ガセルに、ま、で、いたれり、十七、是、において、ダビデ、の名
 諸の國々、に、聞、おわたり、エホバ、諸の國人、お彼を、濯れ、しめ、たまへり
 第十八章 一、ダビデ、の、ダビデ、の、邑、の中に、自己、のため、に、家、を、建、て、又
 神の契約の匱のため、お處を備へて、これ、が、ため、に、幕屋、を、張、り、二、而
 して、ダビデ、言けるは、神の契約の匱を、昇、べ、き、者、の、只、レ、ビ、人、のみ、其
 の、エ、ホ、バ、神の契約の匱を、昇、し、め、また、己、に、永、く、事、し、め、ん、ど、て、レ、ビ
 人、を、擇、び、た、ま、ひ、た、色、バ、お、り、と、三、ダビデ、す、お、は、ち、エ、ホ、バ、の、契約、の

匱をその之がためお備へたる處お昇のぼらんとてイスラエルを
 ことごとくエルサレムお召集めたり四ダビデまたアロンの子孫
 とレビ人を集めたり五即ちコハテの子孫の中よりはウリエルを
 長としてその兄弟百二十人六メラリの子孫の中よりはアサヤを
 長としてその兄弟二百二十人七ゲルシヨンの子孫の中よりはヨ
 エルを長としてその兄弟百三十人八エリザバンの子孫の中より
 はシマヤを長としてその兄弟二百人九ヘプロンの子孫の中より
 はエリエルを長としてその兄弟八十人十ウシエルの子孫の中よ
 りのアマミナダブを長としてその兄弟百十二人十一ダビデ祭司ザ
 クとアピヤタルねよびレビ人ウリエル、アサヤ、ヨエル、シマヤ、エリ
 エル、アミナダブを召しよこれに言けるは汝らのレビ人の宗家の
 長たり、汝らと汝らの兄弟どもに身を潔めイスラエルの神エホバ
 の契約の匱を我お其のためお備へたる處お昇のぼれよ十三前には

之をかきしもの汝らにあらざりしに縁て我らの神エホバわれら
 を撃たまへり、是を我らうのさだめにしたおひて之に求めざりし
 お故なりと昔是において祭司等とレビ人等イスラエルの神エホ
 バの契約の匱を昇のぼらんと身を潔め十五レビの子孫たる人々す
 なはちモーセがエホバの言おしたおひて命じたるごとく神の契
 約の匱をその貫ける柱によりて肩に負り十六ダビデまたレビ人の
 長等に告げろの兄弟等を選びて謳歌者となし瑟と琴と鏡鉞など
 の樂器をもちて打はやして歡喜の聲を擧しめよと言たれを十七レビ
 人すなはちヨエルの子へマンとその兄弟ベレキヤの子アサフおよ
 びメラリの子孫たる彼らの兄弟クシヤの子エタンを選べり十八ま
 た之お次るろの兄弟等お色と借にあり即ちセカリヤ、ベン、ヤシエ
 ル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、ベナヤ、マアセヤ、マッタヤ、
 エリベレホ、ミク子ヤおよび門を守る者なるオベデエドムとエ

エル十九 謳歌者十九へマン、アサフおよびエタン二十の銅二十の鏡二十鉞二十をもて打二十之
 やす者二十となり二十セカリヤ、アシエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エ
 リアブ、マアセヤ、ベナヤ之二十瑟二十をもて細二十き音二十を出二十し二十ニマ二十タ二十ア二十ヤ二十、エリ
 ペレテ、ミク子ヤ、オベデエドム、エイエル、アザシヤ之二十琴二十をもて太二十き
 音二十を出二十して拍二十子二十を二十と二十き二十り二十ニケ二十ナ二十ニヤ二十のレ二十ビ二十人二十の長二十に二十し二十て負二十昇二十事二十に
 通二十じ二十を二十る二十に二十よ二十り二十て負二十昇二十事二十を指二十揮二十せ二十り二十ニ二十また二十ベ二十レ二十キ二十ヤ二十と二十エル二十カ二十ナ
 の契二十約二十の匱二十の門二十を守二十り二十旨二十祭二十司二十シ二十バ二十ニヤ二十、ヨシヤ二十バ二十テ二十、子二十タ二十子二十ル二十、アマ
 サ二十イ二十、セ二十カ二十リ二十ヤ二十、ベ二十ナ二十ヤ二十、エ二十リ二十エ二十セ二十ル二十等二十の神二十の契二十約二十の匱二十の前二十に進二十み二十て
 喇二十叭二十を吹二十き二十、オ二十ベ二十デ二十エ二十ド二十ム二十と二十エ二十ヒ二十ア二十の契二十約二十の匱二十の門二十を守二十り二十旨二十祭二十司二十
 ダ二十ビ二十デ二十と二十イス二十ラ二十エ二十ル二十の長二十老二十あ二十よ二十び二十千二十人二十の長二十等二十之二十往二十て二十オ二十ベ二十デ二十エ二十ド
 ム二十の家二十より二十エ二十ホ二十バ二十の契二十約二十の匱二十を歡二十び二十勇二十み二十て二十昇二十の二十ぼ二十き二十り二十ニ二十祭二十司二十エ二十ホ
 バ二十の契二十約二十の匱二十を昇二十と二十ころ二十のレ二十ビ二十人二十を助二十々二十た二十ま二十ひ二十け二十き二十を二十牡二十牛二十七二十匹二十、
 牡二十羊二十七二十匹二十を獻二十げ二十たり二十ニ二十モ二十ダ二十ビ二十デ二十の細二十布二十の衣二十を二十ま二十と二十へ二十り二十、又二十契二十約二十の匱二十

を昇二十と二十ころ二十の一切二十のレ二十ビ二十人二十と謳歌者二十れ二十よ二十び負二十昇二十事二十を主二十と二十き二十る二十ケ
 ナ二十ニヤ二十も然二十り二十、ダ二十ビ二十デ二十の二十また二十白二十布二十の二十エ二十ホ二十テ二十を二十着二十居二十たり二十ニ二十ス二十テ二十イ二十ス
 ラ二十エ二十ル二十みな二十聲二十を二十擧二十げ二十角二十を吹二十なら二十し二十喇二十叭二十と二十鏡二十鉞二十と二十瑟二十と二十琴二十と二十をも二十て
 打二十之二十や二十して二十エ二十ホ二十バ二十の契二十約二十の匱二十を昇二十の二十ぼ二十き二十り二十ニ二十エ二十ホ二十バ二十の契二十約二十の匱二十
 ダ二十ビ二十デ二十の邑二十にい二十り二十し二十時二十サ二十ウル二十の女二十ミ二十カル二十窓二十より二十窺二十ひ二十て二十ダ二十ビ二十デ二十王二十
 の舞二十躍二十る二十を見二十、ろ二十の心二十に二十これ二十を二十藐二十視二十め二十り二十
 一二十人二十々二十神二十の契二十約二十の匱二十を昇二十い二十り二十て二十之二十を二十ダ二十ビ二十デ二十の二十爲二十に
 張二十たる二十幕二十屋二十の中二十に置二十ゑ二十而二十して二十燔二十祭二十と二十酬二十恩二十祭二十を二十神二十の前二十に二十獻二十げ二十たり二十
 ニ二十ダ二十ビ二十デ二十燔二十祭二十と二十酬二十恩二十祭二十を二十獻二十ぐ二十る二十み二十と二十を二十終二十し二十か二十バ二十エ二十ホ二十バ二十の二十名二十をも二十
 て二十民二十を二十祝二十し二十ニ二十イス二十ラ二十エ二十ル二十の衆二十庶二十に二十男二十にも二十女二十にも二十都二十て二十バ二十ン二十一二十箇二十肉二十
 一二十片二十乾二十葡二十萄二十一二十塊二十を二十分二十ち二十與二十へ二十たり二十○二十ダ二十ビ二十デ二十又二十レ二十ビ二十人二十を二十立二十て二十エ
 ホ二十バ二十の契二十約二十の匱二十の前二十にて二十職二十事二十を二十な二十さ二十し二十め二十、又二十イス二十ラ二十エ二十ル二十の神二十エ二十ホ
 バ二十を二十崇二十め二十讚二十め二十か二十つ二十願二十へ二十し二十め二十たり二十五二十伶二十長二十の二十ア二十サ二十フ二十ろ二十の次二十の二十セ二十カ二十リ

ヤ、エイエル、セミラモテ、エヒエル、マッタテヤ、エリアブ、ベナヤ、オベデ、
 エドム、エイエル、みれの瑟と琴とを弾じアサフの鏡鉞を打鳴し、
 また祭司ベナヤとヤハシエルの喇叭をとりて恒に神の契約の廣
 の前に侍れり。當日ダビデ始めてアサフとろの兄弟等を立てエ
 ホバを頌へしめたり。其言に云く、ハエホバ、お感謝しその名をよび、
 ろの作たまへることもろくの民輩の中にあらしめよ。エホバ
 にむかひてうたへ、エホバを讃うたへ、ろのもろくの奇しき跡を
 かたき、ろのきよき名をはみき、エホバをたづぬるもの、心によ
 ろてぶべし。エホバとろの能力とをたづねよ、恒にろの聖顔をた
 づねよ。主ろの僕イスラエルの裔よ、ヤコブの子輩よ、ろのえらびた
 まひし所のものよ、ろのなしたまへる奇しき跡とろの異事とろの
 口のさをきとを心にどむれ。彼れわきらの神エホバなり、ろのお
 ほくの審判の全地にありま。なんぢらたえするの契約をよるに

記よ此のよるづ代に命じたまひし聖言あり。アブラハムとびす
 びたまひし契約イサクに與へたまひし誓なり。之をかたくしヤ
 コブのために律法となし、イスラエルのためにとあしへの契約と
 なして。六言たまひたる。我なんぢにカナンの地をたまひてあん
 ぢらの嗣業の分となさん。この時なんぢらの敷れ得るあらず。甚す
 くなくしてかしこにて旅人となり。この國よりかの國にゆき、こ
 の國より得るの民にゆけり。三人のかきらを虐ぐるをゆるしたま
 りず、われらの故によりて王たちを懲しめて。三宣給くわ。受膏者
 たちにふるよなかれ、わが預言者たちをろてなふなるれ。三全地よ
 エホバにむりひて謳へ。日ごとおその拯救をのべつたへよ。言もろも
 ろの國のなかにろの榮光をあらはし、もろくの民のなかにろの
 奇しきみわざを顯すべし。ろの神にまさりて畏るべきものな
 り。またもろくの神にまさりて畏るべきものな

り云もろくの民のすべての神はことごとく虚し、さきとエホバはもろくの天をつくりたまへり。尊貴と稜威との前の前にあり、能とよろこびとの聖所にあり。云もろくのたみの諸族よ、榮光とちからとをエホバにあたへよ。エホバにあたへよ。云の聖名にかなふ榮光をもてエホバをあたへ。獻物をたづさへて其前にきたききよき美はしき物をもてエホバを拜め。至地よりの前にをのよけ世界もかたくたちて動りさるることなし。天はよろこび地はたのしむべし。もろくの國のあかにいへ、エホバは統御たまふ。海とそのなかあ盈るものとをなりよみ、田畑とろの中すべての物とはよろこぶべし。かくて林のもろくの樹もまたエホバの前あよろこびうたはん。エホバ地をさばうんとて來りたまふ。エホバあ感謝せよ、ろのめぐみいふかく、その憐憫のかぎりなし。汝ら言へ我らの拯救の神よ、我らを取集め列

邦のありより救ひいだしたまへ。我らの聖名あ謝しな。ちのほむべき事をほこらん。イスラエルの神エホバの窮あきより窮なきまではむべきかな、すべての民のアイメンとさへてエホバを讚稱へたり。○ダビデのアサフとその兄弟等をエホバの契約の匱の前あ留めあきて契約の匱の前あ常あ侍りて、日日の事を執行なせせたり。オベデエドムとろの兄弟等の合せて六拾八人、またエドトンの子あるオベデエドムおよびホサの司門たり。祭司ザドクおよびその兄弟たる祭司等のギベオンなる崇邱においてエホバの天幕の前あ侍り。燔祭の壇の上あて朝夕斷ず燔祭をエホバあ獻げ且エホバのイスラエルあ命じたまひし律法あ記さきたる諸の事を行へり。またヘマン、エドトンおよびろの餘の選心をて名を記さきたる者等、彼らとともあありてエホバの恩寵の世々限なきを讚まつ色り。即ちヘマンおよびエドトンか色らとともあ

居て喇叭鏡鍔なぞ神の樂器を操て樂を奏せり又エドトンの子等
の門を守れり里かくて民みな各各々の家あかへれり又ダビデの
の家族を祝せんとして還りゆけり

言けるの視よ我の檜樹の家に住む然れどもエホバの契約の匱を
幕の下ありとニナタンダビデお言ける之神なんちとともお在
せば凡て汝の心ある所を爲せ三その夜神の言ナタンお臨みて
曰く四往てわが僕ダビデお言へエホバ曰く言ふ汝を我ために我
の住べき家を建べらさ五我をイスラエルを導びき上りし日よ
り今日にいたるまで家に住しこと無して但幕屋より幕屋に移り
天幕より天幕に遷きり六我をイスラエルの人々と共に歩みたる處
々にて我わが民を牧養ふことを命じたるイスラエルの士師の一
人にもなんぢ何故に檜樹の家を我ために建ざるやと一言おても

言し事ありや七然を汝わが僕ダビデに斯言べし、萬軍のエホバか
く言ふ我なんぢを牧場より取り羊に隨ぶ處より取て我民イス
ラエルの君長と爲し八汝が凡て往る處おて汝と偕おあり、汝の諸
の敵を汝の前より斷さきり我また世の中の大なる人の名のおど
き名を汝お得させん九かつ我わが民イスラエルのために處を定
めて彼らを植つけ彼らをして自己の處に住て重て動くこと無ら
まめん十又惡人昔のごとく即ち我民イスラエルの上に士師を立
たる時より已來のごとく重ねて彼らを荒すこと無るべし我汝の
諸の敵を壓服ん且今我汝に告ぐエホバまた汝のために家を建ん
十二汝の日の満汝ゆきて先祖等と偕になる時を我汝の生る汝の子
を汝の後に立て且ろの國を堅うせん十三彼わが爲に家を建ん我亦
がく彼の位を堅うせん十三我を彼の父となり彼をわが子となるべ
し我を汝の先にありし者より取たるおどくに彼よりを我恩惠を

取さらし、却て我かきを永く我家に我國に居置ん、彼の位を何時までも堅く立べし。ナタン凡て是等の言のごとく、凡てこの異象のおどくダビデに語りけしべ。○まダビデ王入てエホバの前に坐して言ける。エホバ神よ、我を誰が家の何なれば、汝此まで我を導きたまひしや。神よ、是のなほ汝の目に、の小さき事たり。エホバ神よ、汝のまた僕の家の遙後の事を語り、高き者のおどくに我を見做たまへり。僕の名譽について、ダビデの上何をか汝に望むべけん。汝の僕を知らたまふなり。エホバよ、汝の僕のため、又なんぢの心に循ひて、此もろくの太ある事を爲し、此すべての大なる事を示たまへり。エホバよ、我らが凡て耳に聞る所に、依を汝のごとき者、の無く、また汝の外に神の無し。地の何の國の汝の民イスラエルに如ん、是の在昔神の往て贖ひて、己の民となして、大なる畏るべき事を行なひて、名を得たまひし者なり。汝のろのエジプトより贖

ひいだせし、汝の民の前より國々の人を逐はらひたまへり。三而して汝を汝の民イスラエルを永く汝の民となしたまふ。エホバよ、汝の彼らの神となりたまへり。然バエホバよ、汝が僕、どの家につきて宣まひし言を永く堅うして、汝の言も如く爲たまへ。言願くは、汝の名の堅く立ち、永久に崇めらるゑて、萬軍のエホバイスラエルの神のイサラエルに神たりと曰きんふとを、願くは僕ダビデの家の汝の前に堅く立んことを。我神よ、汝の僕の耳に示して、之を爲に家を建んと宣へり、是よりて僕なんぢの前に禱る道を得たり。エホバよ、汝の即ち神おましまし、此恩典を僕に傳たまへり。願くは今僕の家を祝福て、汝の前に永く在あめたまへ、其のエホバよ、汝の祝福たまへる者、の永く祝福を蒙れむなり。

第十八章 此後ダビデペリシテ人を撃て、これを服し、又ペリシテ人の手よりガテ、どろの郷里を取り、ニ彼またモアブを撃たむ。

アブ人のダビデの臣となりて貢を納たりニダビデまたハマテの
 邊にてゾバの王ハダレセルを撃り是の彼がユフラテ河の邊にて
 ろの權勢を振いんとて往る時なりき而してダビデ彼より車千
 輛騎兵七千歩兵二萬を取りダビデまた一百の車の馬を存してろ
 の餘の車馬の皆ろの足の筋を切り五ろの時ダマスコのスリア人、
 ソバの王ハダレセルを援けんとて來り々々をダビデろのスリア
 人二萬二千を殺せり而してダビデダマスコのスリアに鎮臺を
 置ぬスリア人の貢を納てダビデの臣となせりエホバダビデを凡
 てろの往く處あて助たまへりセダビデハダレセルの臣僕等の持
 る金の楯を奪ひて之をエルサレムお持きたりハまたハダレセル
 の邑テブハラとクンより甚だ衆多の銅を取きたれり、ソロモンこ
 れを用て銅の海と柱と銅の器具を造りたり時にハマテの王トイ、
 ダビデゾバの王ハダレセルの總の軍勢を撃破りしを聞て、

の子ハドラムをダビデ王に遣し安否を問ひかつゐきを賀せしむ、
 其のハダレセル曾てトイと戰鬪をなしたるハダビデハダレセル
 と戰ひて之を撃やぶりたればなり、ハドラム金銀および銅の種々
 の器を携へきたりなれば、ダビデ王そのエドム、モアブ、アンモン
 の子孫、ペリシテ人、アマレクなどの諸の國民の中より取きたりし
 金銀なども是等をもエホバに奉納たり、セルヤの子アビシヤ
 イ鹽谷にてエドム人一萬八千を殺せり、斯てダビデエドムに鎮
 臺を置エドム人の皆ダビデの臣となりぬ、エホバかくダビデを凡
 ろの往處にて助けたまへり○十四ダビデのイスラエルの全地を治
 めてろの諸の民に公平と正義を行へり十五セルヤの子ヨアブの軍
 旅の長、アヒルデの子ヨシヤバテの史官、十六アヒトプの子ザドクと
 アビヤタルの子アビメレクの祭司、シヤウシヤの書記官、十七エホヤ
 ダの子ベナヤのケレテ人、とペレテ人の長、ダビデの子等の王の座

側はらに侍まる大臣だいじんなりき
 此この後のちアンモンの子孫ひとの王わうヲハシ死しけれバその子ここれ
 に代かりて王わうとなりたりニダビテ言い々るハ我われナハシの子こハモンを
 ねんごろお遇あちはんか色が父ちちわれをねんごろおあしらいたれば
 なりど、ダビテすなハち彼かれをろの父ちちの故ゆゑによりて慰なぐさめんとして使つか者ひ
 を遣つかハせりダビテの臣けら僕い等どもアンモンの子孫ひとの地ちに往ゆきハモンに
 詣いたりてこれを慰なぐさめけるに三アンモンの子孫ひとの牧ま伯み等たちハモンに言い
 けるハダビテ慰なぐさ藉さ者ものを汝につかハしたるに因よて彼かれなんちの父ちちを
 尊たよぶと汝に目めに見みゆるヤ、彼かれの臣けら僕い等どもハ此この國くにを窺うかひ探たりて滅ほろぼさ
 んとして來きたるならずやと曰いは是こゝに於おいてハモン、ダビテの臣けら僕い等どもを
 執とらへてその鬚ひげを剃そおとしろの衣服ころもを中なかより斷たちて臂うでまでにして之これ
 を歸かへしたりしむ或ある人ひときたりて此この人ひと々の爲せらる事ことをダビテに
 告つげ々色いろバダビテ人ひとをつかえして之これを迎むかへしめたり、その人ひと々々おほ

いお愧こた色いろをなり、即すなち王わういひけるハ汝にら鬚ひげの長ながるまでエリコに
 止とまりて然しかる後のちかへるべしとホアンモンの子孫ひと自己おのれのダビテに
 惡にくまるハ様やうになれるを見みしハハモンねよビアンモンの子孫ひとす
 なハち銀ぎん一千せんタラントをかくりてメツポタミヤとスリアマアカ
 およビツバより戰いくさ車ぐるまと騎き兵へいとを雇やとひいきたり七即すなち戰いくさ車ぐるま三さん萬まん二
 千せん乘まにマアカの王わうとろの兵へい士しを雇やとひけれバ彼かれら來きたりてメデバの
 前まへに陣ちんを張はり、是こゝに於おいてアンモンの子孫ひとの邑まち々々より寄よあつま
 りて戰たたかハんとて來きたれリハダビテ聞きてヨアブと勇士ゆうしの惣そう軍ぐんを遣つかし
 けるに九アンモンの子孫ひとの出いで邑まちの門かどの前まへに戰いくさ争そうの陣ちん列れつをあせ
 り、又また援たす助けに來きたれる王わう等たちハ別べつに野のに居ゐり、時ときにヨアブ前まへ後ごより敵てき
 の攻せめ寄よるを見みてイスラエルの偏くつき強やうの兵つは士ものの中うちを抽す擢くわて之これをして
 スリア人にむあひて陣ちん列れつしめさるの餘あまの民たみをむろの兄あやう弟だいアビシ
 ヤイの手てに交まじしてアンモンの子孫ひとにむかひて陣ちん列れつしめさる而しかして

言けるハスリア人もし我に手強あらば汝我を助けよ、アンモンの子孫もし汝の手強からむ我あんちを助けん、汝勇しくなれよ、我等の民のためと我らの神の諸邑のため、に我ら勇しく爲ん、願くハエホバの目に善と見ゆる所をなしたまへと、ヨアブ己に從へる民どもに進みよりてスリア人を攻撃するにスリア人かれの前より潰奔れり、アンモンの子孫ハスリア人の潰奔を見るを見て自己等もまたろの兄弟アビシヤイの前より逃奔りて城邑にいりぬ、是においてヨアブハエルサレムに歸り去り、スリア人のイストラエルに擊やぶられたるを見て使者を遣ひして河の彼旁あるヨアブの事ダビデに聞えられ、彼イスラエルを悉く集めヨルダンを渡りて彼らの所に來り之にむかひて戦争の陣列を立たり、ダビデもく彼らあむるひて戦争の陣列を立たせ、バ彼らこれと戰へ

り、然るにスリア人イスラエルの前に潰たきバダビデスリアの兵車の人七千歩兵四萬を殺し、また軍旅の長シヨバクを殺せり、ハダレセルの臣たる者等ろのイスラエルに擊やぶられたるを見てダビデと和睦をなしてこそが臣となれり、スリア人の此後ふたふびアンモンの子孫を助くることを爲さざりき、
第二十章 一年かへりて王等の戦争に出る時におよびてヨアブ軍勢を率ゐて出で、アンモン人の地を打荒し往てラバを攻圍り、さととダビデハエルサレムに止まりたり、ヨアブつひにラバを擊壞りてこそを滅ぼせり、ニダビデ彼らの王の冠冕をろの首よき取はなしたまし、ろの金の重を量り見るに一タラントあり、またろの中に寶石を嵌たるありき、之をダビデの首に冠らせたり、彼また甚だ衆多の掠取物をろの邑より取り、而して彼またろの中の民を曳いだし、鋸と鑊の打車と斧をもてこそを斬り、ダビデアンモンの

子孫の一切の邑に斯く爲り、而してダビデとろの民のみなエルサ
 レムに歸りぬ。○この後ゲセルにおいてペリシテ人と戦争あり
 りたりし、その時にホシヤ人シベカイ巨人の子孫の一人なるシ
 パイを殺せり、彼等つひに攻伏らばき、復べリシテ人と戦争あり
 し、そのヤイルの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せり、
 ラミの槍の柄は機、機膝の如なり、またガテに戦争ありし、其
 處に一人の身長き人あり、その手の指と足の趾は六宛にして合せ
 て二十四あり、彼も巨人の生る者なり、七彼イスラエルを挑みし
 かバダビデの兄弟シメアの子ヨナタンこそを殺せり、八是等の
 テにて巨人の生る者なりしが、ダビデの手とろの臣僕の手お斃れ
 たり。

第二十一章

茲にサタン起りてイスラエルに敵し、ダビデを感動
 してイスラエルを核數しめんとせり。ニダビデすあはちヨアブと

民の牧伯等に言々る、汝等ゆきてベエルシバよりダンまでのイ
 スラエル人を數へ、その數をとりきたりて我お知せよ。三ヨアブ答
 へたる、幾何あるとも願く、エホバの民を百倍に増たまへ、然
 なばら王わが主よ、是はみな我主の僕ならずや、然に何とて我主
 の事を爲んと要めたまふや、何ぞイスラエルをして之によりて罪
 を獲せしむべらんやと。四されと王つひにヨアブに言勝たきをヨ
 アブすなはち出ゆきイスラエルを徧く行めぐりてエルサレムに
 還れり。五而してヨアブ民の總數をダビデに告たり、即ちイスラエ
 ルの中に劍を帶る者一百万人あり、ユダの中に劍を帶る者
 四十七万人ありき。六但しレビとベニヤミンと、その中の數へざ
 りき、其のヨアブ王の言を惡みたれば、あり七この事神の目に惡か
 りければ、イスラエルを撃なやましたまへり。八ダビデ是において
 神に申しける、我の事をなして大に罪を獲たり、然ども今ねぶ

いくと僕わがの罪つみを除ときたまへ我わがとなさだ愚おろかかる事ことをさせりと九時とき
 にエホバエホバダビデダビデの先見者せんけんしやガデアガデアに告つげて言いたまひたるは十往ゆきてダビ
 デダビに告つげて言いへ、エホバエホバかく言いふ我わがなんぢに三みつのものものを示あす、汝なんぢの
 一ひとを撰えらべ、我わがる色いろを汝なんぢに爲なさんととガデアガデアすなとちダビデダビデの許もとに至いたり
 之これに言いけるはエホバエホバかく言いたまふ汝なんぢ擇えらべよと即すなはち三さん年ねんの饑饉ききんあり、
 又または汝なんぢ三さん月つきの間あいだ汝なんぢの敵てきの前まへに敗やぶれて汝なんぢの仇あだの劔つるぎに追おひまかれん、
 又または三日さんじつの間あいだエホバエホバの劔つるぎすなはち疫えきびやう病びやうこの國くににありてエホバエホバの
 使者つかひイスラエルイスラエルの四方よもぎの境さかいの中うちにて撃滅うちころぼすことことをせんか、我わがの
 如何いかなる答こたへを我わがを遣つかはせし者ものに爲なすべきかを汝なんぢ決きめよと十三じゅう三さんダビデダビが
 デダビに言いけるは我わがおほいに苦くるむ、請こふ我わがはエホバエホバの手てに陷おちらん、其その憐あはれ
 憫あはれ甚こゝろだおほいなればなり、人ひとの手てには陷おちらじと十四じゅう四し是こゝにこゝいてエホ
 バエホバイスラエルイスラエルに疫えきびやう病びやうを降くだしたまひけれと十五じゅう五ごはエホバエホバの七なな萬人まん
 斃たれたりと十五じゅう五ご神かみまた使者つかひをエルサレムエルサレムに遣つかはしてこれこれを滅ころぼさんと

したまひしとが、其そのこれこれを滅ころぼすにあたりてエホバエホバ視みてこの禍害わざはひを
 なせしを悔くい、其そのはるばる使つかひに言いたまひけるは足たり今いまなんぢの
 手てを住とどめよと、時ときにエホバエホバの使者つかひはエブス人エブス人オルナンオルナンの打場うちの傍かたはら
 に立たちるとダビデダビデ目めをあけて視みるにエホバエホバの使者つかひ地ちと天てんの間あいだに
 立たちて拔身ぬきみの劔つるぎを手てにとりてエルサレムエルサレムの方かたにこれこれを伴ともをりけれ
 ババダビデダビデと長老ちやうじやう等ら麻布あさひのを衣きて備伏ひかりと而しかしてとダビデダビ神かみに申まうしけ
 るは民たみを數かぞへよと命めいぜし者ものは我わがならずや罪つみを犯かし悪あしき事ことをなし
 たる者ものは我わがなり然しかれども是これ等らの羊ひつじは何なにをなせしや我わが神かみエホバエホバよ
 請こふ汝なんぢの手てを我わがとわお父ちちの家いへに加くへたまへ、惟ただ汝なんぢの民たみに加くへて之これ
 を疾やまめたまふ勿なれとと十六じゅう六ろく時ときにエホバエホバの使者つかひガデアガデアに命めいじ汝なんぢダビデダビに
 告つげてダビデダビをして上のぼりゆきてエブス人エブス人オルナンオルナンの打場うちにてエホ
 バエホバのために一ひと箇つの壇だんを築きしめよとと言いりと是こゝにこゝいてダビデダビはガ
 デダビエホバエホバの名なをもて告つげたる言ことにこゝにこゝいて上のぼりゆけりと十七じゅう七しちオ

ナンは麥を打るけるが回顧て天の使の居るを視その四人の子等
 とともに匿れたり三やぶてダビデはオルナンの方に來りけるが
 オルナン望みてダビデを見すなはち打場より出ゆきて面を地に
 つけてダビデを拜せり三ダビデオルナンに言けるは此打場の處
 を我に與へよ、我そこにてエホバに一箇の壇を築かん、汝の十分
 の値をとりて之を我にあたへ災害の民におよぶことを止めしめ
 よ三オルナンダビデに言けるは請ふ之を取り王わぶ主の目に善
 と觀るところを爲たまへ、我なんちに獻げて牛を燔祭の料とし、打
 禾車を柴薪とし、麥を素祭とせん、我みなこれを奉呈ると言ダビデ
 王オルナンに言けるは然るべからず我かならず十分の値をはら
 ひて之を買ん、我は汝の物を取てエホバに奉まつらじ、又費なしに
 燔祭を獻ることをせしと三ダビデすなはち其處のために金六百
 レケルを衡りてオルナンに與へたり三而してダビデ其處にてエ

ホバに一箇の祭壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げてエホバを頷ける
 に天より燔祭の壇の上に火を降して之に應へたまへり三エホバ
 すなはちろの使者に命じたまひければ彼ろの劍を鞘に藏めたり
 三ろの時ダビデはエホバの打場において已
 に應へたまふを見たれば其處にて犠牲を獻ぐることを爲り三モ
 一セダ荒野にて造りたるエホバの幕屋と燔祭の壇とは當時ギベ
 オンたかきところの崇邱たかきところにありけるが三ダビデはその前に進みゆきて神に求
 むるふとを得せざりき、是は彼エホバの使者の劍のために懼れた
 るに因てなり
 第一 一ダビデ言けるはエホバ神の室は此なり、イスラエル
 の燔祭の壇は此ありとニダビデすなはち命じてイスラエルの地
 に居る異邦人を集めしめ又神の室を建るに用ふる石を琢ために
 石工を設けたり三ダビデまた門の扉の釘および錠かすがひに用ふる鐵を

夥しく備へたり又銅を數えぬほどに夥しく備へたり
 樹を備ふることも數えぬほどはシドン人およびツロの者夥しく
 樹をダビアの所に運びきたりたればなり
 ソロモンは少くして弱し、又エホバのために建る室は極めて高大
 にして萬國に名を得榮を得る者たらざる可らず、今我其のために
 準備をなさんと、ダビアその死る前に大に之が準備をなせり
 而して彼その子ソロモンを召てイスラエルの神エホバのために
 家を建ることを之に命ぜり、即ちダビアソロモンに言けるは我
 子よ我は我神エホバの名のために家を建る志ありき、然るにエ
 ホバの言われに臨みて言り汝は多くの血を流したれば我名
 の爲に家を建べし、汝我前にて多の血を地お流したれば我名
 の爲に家を建べし、我これに平安の視よ男子汝に生れん、是は
 平安の人なるべし、我これを賜ひてその四周の諸の敵に煩はさ
 るること無らしめん、故お

彼の名はソロモン(平安)といふべし、彼の世に我平安と静謐をイ
 ラエルに賜はん、彼わが名のために家を建ん、彼はわが子となり、
 我は彼の父とあらん、我かれの國の祚を固うして、永くイスラエ
 ルの上に立しめん、然バ我子よ願くはエホバ汝ととも
 に在し、汝を盛ならしめ、汝の神エホバの室を建させて、其
 なんぢにつきて言たる如くしたまはんことを、惟ねおはくはエ
 ホバ汝に智慧と穎悟を賜ひ、汝をイスラエルの上に立て、汝の
 神エホバの律法を汝に守らせたまはんことを、汝もしエホバ
 ガイשראלにつきてモ、心に命じたまひし法度と例規を謹みて
 行は、汝旺盛にあり、心を強くし、かつ勇め、懼るる勿れ、慄
 くらかかれ、十、視よ我患難の中に、てエホバの室のためお
 金十萬タラント、銀百萬タラントを備へ、また銅と鐵とを數
 えぬほど夥多く備たり、又材木と石をも備へたり、汝また之
 に加ふべし、かつまた工人夥多しく、汝の手おあり、即

ち石や木を琢刻む者および諸の工作を爲すところの工匠など都
 てあり夫金銀銅鐵は數限りなし、汝起て爲せ、願くはエホバ汝と
 ともに在せと、**第十七** **ダビデ**またイスラエルの一切の牧伯等にその子
 ソロモンを助くることを命じて云く、**十八** 汝らの神エホバさんちら
 と偕に在すならずや、四方おあいて泰平を汝らお賜へるならずや、
 即ちこの地の民を我手に付したまひてこの地はエホバの前とろ
 の民の前お服せり、**十九** 然バ汝ら心をこめ精神をこめて汝らの神エ
 ホバを求めよ、汝ら起てエホバ神の聖所を建てエホバの名のた
 めに建るるの室にエホバの契約の匱と神の聖器を携さへいるべ
 し

第二十四章

一 **ダビデ**老てその日満ければその子ソロモンをイス
 ラエルの王とあせり、**二** **ダビデ**イスラエルの一切の牧伯および祭
 司とレビ人をあつめたり、**三** **レビ**人の三十歳以上ある者を數へた

るにその人々の頭數は三萬八千、**四** 其中二萬四千はエホバの室
 の事幹を掌せり、**六** 千は有司および裁判人たり、**五** 四千は門を守る
 者たり、また**四** 千は**ダビデ**が造れる讚美の樂器をとりてエホバ
 を頌るゑとをせり、**六** **ダビデ****レビ**の子孫を分ちて斑列を立たり、**即**
 ち**ゲルシオン**、**コハテ**および**メラリ**、**セゲルシオン**人たる者は**ラダ**
ンおよび**シメイ**、**ハラダン**の子等と**長****エヒエル**おせ**タム**と**ヨエル**合
 て**三人**、**九** **シメイ**の子等と**シロミテ**、**ハシエル**、**ハラ**ンの**三人**、**是**等と
ラダンの宗家の**長**たり、**十** **シメイ**の子等と**ヤハテ**、**シナ**、**エウシ**、**ベリ**
アこの**四人**之**シメイ**の子あり、**十一** **ヤハテ**は**長**、**シナ**は**ろ**の**次**、**エウシ**、
ベリアは**子**多からざるが故に之をともに數へて一つの宗家とな
 せり、**十二** **コハテ**の子等と**アムラム**、**イツハル**、**ヘブロン**、**ウシエル**の
四人、**十三** **アムラム**の子等と**アロン**と**モーセ**、**アロン**のろの子等と
 ともに**永**く區別れてその身を潔めて至聖者となり、**エホバ**の前に

香を焚き之に事へ恆にみれタ名をもて祝することをして爲り十番神の
 人モ一セの子等はレビの支派の中に數へいれらる十五モ一セの子
 等之ゲルシヨンおよびエリエセル、十六ゲルシヨンの子等は長はシ
 プエル、十七エリエセルの子等之長はレハビヤ、エリエセルは此外に
 男子あらざりき、但しレハビヤの子等は甚だ多かりき十八イツハル
 の子等の長はシロミテ、十九ヘプロンの子等は長子はエリヤろの次
 はアマリヤその三之ヤハヨエルその四はエカメアム、二十ウシエル
 の子等之長子之ミカ次之エシヤ○三ノヲリの子等之マヘリおよび
 びムシ、マヘリの子等はエレアザルおよびキシ、三エレアザルは男
 子なくして死り、惟女子ありし而巴ろの女子等之キシの子たるそ
 の兄弟等これを娶れり三ムシの子等はマヘリ、エデル、エレモテの
 三人レビの子孫をその宗家に循ひて言を是のどとし是皆かの
 頭數を數へられその名を録されてエホバの家の役事をなせる二

十歳以上の者の宗家の長なり三ダビデ言けらくイスラエルの神
 エホバその民を安んじて永くエルサレムに住たまふ、三レビ人
 また重ねて幕屋およびその奉事の器具を昇ことあらずと三ダビ
 デの最後の詞にしたがひてレビ人は二十歳以上よりして數へら
 れたり二彼らの職之アロンの子孫等の手に屬して神の家の役事
 を爲し庭と諸の室の用を爲し一切の聖物を潔むるなど凡て神の
 家の役事を勤むるの事なりき三また供前のパン、素祭の麥粉、酵い
 れぬ菓子、鍋にて製る者、焼て製る者などを掌どりまた凡て容積と
 長短を量度ることを掌どり三また朝ごとくに立てエホバを頌へ讚
 ることを掌どり夕もまた然り三又安息日と朔日と節會におい
 てエホバに諸の燔祭を獻げ其命せられたる所に循ひて數のど
 くお断すこれをエホバの前にたてまつる事を掌どれり三是のど
 とく彼らは集會の幕屋の職守と聖所の職守とアロンの子孫たる

ろの兄弟等の職守とを守りてエホバの家の役事をかこなふ可り
しなり

第十四章

アロンの子孫の斑列は左のごとしアロンの子等
ナダブ、アピウ、エレアザル、イタマル、ニダブとアピウはろの父に
先だちて死て子なりけれむエレアザルとイタマル祭司とされ
り三ダビデエレアザルの子孫ザドクおよびイタマルの子孫アヒ
メレクとも彼らに分ちて各々の職と務に任じたり
アザルの子孫の中にイタマルの子孫の中よりも長たる人多り
りき、是をもてろの分たれし斑列はエレアザルの子孫たる宗家の
長に十六あり、イタマルの子孫たる宗家の長に八あり、五期彼
らと籤によりて分たる彼と此と相等し、其は聖所の督者および神
の督者とエレアザルの子孫の中よりも出でイタマルの子孫の中
よりも出れむなり六レビ人子タ子ルの子シマヤといふ書記王と

牧伯等と祭司ザドクとアピヤタルの子アヒメレクと祭司および
レビ人の宗家の長の前にて之を書ゑるせり、即ちエレアザルのた
めに宗家一を取むまたイタマルのために宗家一を取り七第一の
籤とヨアリブに當り第二とエダヤに當りハ第三とハリムに當り
第四はセオリムに當り九第五とマルキヤに當り第六とミヤミン
に當り十第七とハコツに當り第八とアピアに當り九とエシ
ユアに當り第十はシカニヤに當り十一とエリアセブに當り
第十二とヤキンに當り十三第十三とホッパに當り第十四とエシバブ
に當り十四第十五とビルガに當り第十六とインメルに當り十五第十
七とヘシルに當り第十八とハビセツに當り十九はベタヒヤ
に當り第二十はエゼキエルに當り二十一はヤキンに當り第二
十二はガムルに當り十八第二十三はテラヤに當り第二十四はマ
アシアに當れり十九是の職務の順序なり、彼らは之にまたむひて

エホバの家にいりろの先祖アロンより傳えりし例規によりて勤むべかりしあり、即ちイスラエルの神エホバの彼に命じたまひしごとし○ニその餘のレビの子孫は左のごとしアマラムの子等の中にてはシユバエル、シユバエルの子等の中にてはエアヤ、ニレハビヤについてハレハビヤの子等の中にては長子イッシア、ミイツハリ人の中にてはシロミテ、シロミテの子等の中にてはヤハテ、ミエプロンの子等の中にては長子エリヤ、二子アマリヤ、三子ヤハシエル、四子エカメアム、ニウシエルの子等の中にてはミカ、ミカの子等の中にてはシヤミル、ニミカの兄弟をイッシアといふ、イッシアの子等アの子等はベノ、モメラリの子孫のヤシアより出たる者はベノ、シヨハム、ザツクル、イブリ、ニハマヘリよりエレアザル出たり、エレアザルは子等あかりき、ニキシあつてはキシの子はエラメル、ニムシ

の子等はマヘリ、エアル、エリモテ、是等はレビの子孫あしてろの宗家あまたびひて言る者なりニ是らの者もまたダビデア王とザドクとアヒメレクと祭司あよびレビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子孫たるろの兄弟等のごとく籤を掣り、兄の宗家も弟の宗家も異なるふと無りき

第二十五章 一 ダビデアと軍旅の牧伯等またアサフ、ヘマンあよびエドトンの子等を選びて職に任じ之をして琴と瑟と鏡鉞を執て預言せしむ、ろの職によきを俗人の數左のごとしニアサフの子等はザツクル、ヨセフ、チタニヤ、アサレラ、皆アサフの子等あしてアサフの手お屬す、アサフは王の手につきて預言すニエドトンについてハエドトンの子等はゲダリア、セリ、エサヤ、ハシヤビヤ、マッタテヤの六人、皆琴を操てろの父エドトンの手に屬す、エドトンはエホバを讚めろつ頌へて預言すニヘマンについてハヘマンの子等たる者

ハブツキヤ、マッタニヤ、ウシエル、シブエル、エレモテ、ハナニヤ、ハナニ、エ
 リアタ、ギダルテ、ロママテエセル、ヨシベカシヤ、マロテ、ホテル、マハ
 シオテ、五是みな神の言をつたふる王の先見者へマンの子等おし
 て角を擧ぐ、神へマンお男子十四人女子三人を賜へり六是等の者
 は皆ろの父の手に属しエホバの家おいて歌を謠ひ鏡鉞と瑟と
 琴をもて神の家の奉事をなせり、アサフ、エドトンおよびへマンは
 王の手につけり七彼等およびエホバに歌を謠ふことを習へるる
 の兄弟等即ち巧なる者の數は二百八十八人八彼ら大も小も巧な
 る者も習ふ者も皆どもにろの職務の籤を掣けるが九第一の籤は
 アサフの家のヨセフに當り第二はゲダリアに當り彼のろの兄
 弟等および子等十二人十第三はザックルに當りろの子等とろの
 兄弟等十二人十一第四はイツリに當りろの子等とろの兄弟等十
 二人十二第五は子タニヤに當りろの子等とろの兄弟等十二人十三

第六はブツキアに當りろの子等とろの兄弟等十二人十四はア
 サレラに當りろの子等とろの兄弟等十二人十五第八はエサヤに
 當りろの子等とろの兄弟等十二人第九はマッタニヤに當り
 ろの子等とろの兄弟等十二人第十はシメイに當りろの子等
 とろの兄弟等十二人第十一はアザリエルに當りろの子等と
 その兄弟等十二人第十二はハシヤピアお當りろの子等とそ
 の兄弟等十二人第十三はシユバエルに當りろの子等とろの
 兄弟等十二人第十四はマッタテヤに當りろの子等とろの兄弟
 等十二人第十五はエレモテに當りろの子等とろの兄弟等十
 二人第十六はハナニヤに當りろの子等とろの兄弟等十二人
 第十七はヨシベカシヤに當りろの子等とろの兄弟等十二人
 第十八はハナニに當りろの子等とろの兄弟等十二人第十九
 九はマロテに當りろの子等とろの兄弟等十二人第二十はモ

リアタに當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十一はホテ
 ルに當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十二はギタルテ
 に當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十三はマハシオテ
 セルに當れりろの子等どろの兄弟等十二人
 第二十四はロマムテ
第二十五章 一門を守る者の班列は左のごとし、コテ人の中おては
 アサフの子コレの子なるメシレミヤ、ロメシレミヤの子等は長子は
 セカリヤその次はエデアエルその三はセバデヤろの四はヤテニ
 エルミろの五はエラムその六はヨハナンろの七はエリヨエナイ、
 四またオベデエドムの子等は長子はシマヤろの次はヨザバデろ
 の三はヨアろの四はサカルろの五は子タチル五その六はアシミ
 エルろの七はイッサカルろの八はピウレタイ、是は神あを祝福た
 まひしなり、六また彼のの子シマヤあも數人の子生れたりしるの

子等は大勇士にしてその父の家の主たる者なりき、七すあはちシ
 マヤの子等はオテニ、レバエル、オベデ、エルザバデ、エルザバデの兄
 弟エリウとセマキヤは力ある人なりき、八是ミナオベデエドムの
 孫子なり、彼らどろの子等あよび其兄弟等は合せて六十二人、皆力
 ある者にしてろの職に堪ふ、是みかオベデエドムお属する者なり
 九メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人あり、皆力ある者あり
 き、オメラリの子孫ホサもまた子等ありき、其長はシムリ、是は長子
 ならざりしかどもろの父こを長となせしかり、十二ろの次はヒル
 キヤろの三はテバリヤろの四はセカリヤ、ホサの子等と兄弟等は
 合せて十三人、十二門を守るところの班列、此長等の中より出でみなろ
 の兄弟と等しく勤務をなしてエホバの家に住ふ、十三彼ら門々を分つ
 ために、小も大もどもにろの宗家お循ひて籤を掣たりしる、十四東の
 方の籤はシレミヤに當れり、又ろの子セカリヤのために籤を掣け

るに北の方の籤これに當れりセカリヤは智慧ある議士ありき
 オベデエドムは南の方の籤あ當りろの子等は倉の籤あ當りき
 シユバムあよびホサは西の方の籤ああたり坂の大路あるシヤ
 レケテの門の傍に居り守者はみな相對ふ東の方にはレビ人六
 人北の方には日日あ四人、南の方にも日日あ四人、倉のかたえらに
 は二人に二人、西の方バルバルあおいては大路に四人、バルバル
 あ二人、門を守る者の斑列は是のごとし皆コラの子孫とメラリ
 の子孫なりまた神の府庫あよび聖物の府庫を司とれる彼らの
 兄弟なるレビ人は左のごとしミラダンの子孫すあちラダンよ
 り出たるゲルシヨン人にしてゲルシヨン人ラダンの宗家の長た
 る者の中にてはエヒエリ三あよびエヒエリの子等ならびにろの
 兄弟セタムとヨエル、是らはエホバの家の府庫を司とるミ
 ラミ人、イツハリ人、ヘブロン人、ウシエリ人の中においては左のこ

とし二百モーセの子ゲルシヨムの子あるシプエルは府庫の宰たり
 三ろの兄弟あしてエリエセルより出たる者之即ちエリエセルの
 子レハビヤその子エサヤその子ヨラムろの子シクリろの子シロ
 ミテ此シロミテとその兄弟等はすべての聖物の府庫を掌とれ
 りろの聖物えすあちダビデ王、宗家の長千人の長、百人の長、軍旅
 の長等あどつ奉納たる者ありモ即ち戦争において獲たる物あよ
 び掠取物を奉納てエホバの家の修繕に供へたるなり凡て先見
 者サムエル、キシの子サウル、テルの子アブナ、セルヤの子ヨアブ
 等が奉獻たる物あよび其他の奉納物は皆シロミテとろの兄弟等
 の手の下あありき○二九イツハリ人の中にてはケナニヤとろの子
 等イスラエルの外事を理め有司となり裁判人とあ色り三ヘブ
 ン人の中にてはハシヤピアあよびろの兄弟なと勇士一千七百
 人ありてヨルダンの此旁すなはち西の方にてイスラエルの監督

者となりエホバの一切の事を行ひ王の用を爲りミヘブロン人の
 中にてのろの系譜と宗家とに依バエリヤといふ者へブロン人の
 長あり、ダビデの治世の四十年に彼らを尋ね求めギレアドのヤセ
 ルに於いて彼らの中より大勇士を得たりミエリヤの兄弟たる勇
 士を二千七百人にして皆宗家の長たり、ダビデ王を色らをしてル
 ベン人ガド人れよびマナセの半支派を監督せしめ、神につける事
 と王につける事とを宰とらせたり

第二十七章 イスラエルの子孫すなはち宗家の長、千人の長、百人
 の長あよびろの有司等は、年の惣の月のあひだ月ごとに更り入り
 更り出で、其班列の諸の事をつとめて王に事たるを、其數を按ふる
 に一班列に二萬四千人ありきニ先第一の班列すあはち正月の分
 はザブデエルの子ヤシヨベアムこれを率ゆ、其班列は二萬四千人ニ
 彼は正月の軍團の長等の首たる者おしてペレツの子孫なり四二

月の班列はアホア人トダイろの班列の者どもにふれを率ゆ、ミ
 クロテといふ宰あり其班列は二萬四千人ニ三月の軍團を統る第
 三の將は祭司の長エホヤダの子ベナヤ、ろの班列は二萬四千人ニ
 彼のベナヤのかの三十人の中の勇士にして三十人の上にてたり
 彼の子アミザバテろの班列あり七四月の分を統る第四の將は
 ヨアアの弟アサヘルおしてろの子セバテヤこれに次り、其班列は
 二萬四千人ニ五月の分を統る第五の將はイスラヒ人シヤンモテ、
 ろの班列は二萬四千人ニ六月の分を統る第六の將はテコア人イ
 ケシの子イラ、ろの班列に二萬四千人ニ七月の分を統る第七の將
 のエフライムの子孫たるベロニ人ヘレツ、ろの班列に二萬四千人
 八月の分を統る第八の將はセラの子孫たるホシヤ人シベカイ、
 ろの班列に二萬四千人ニ九月の分をすぶる第九の將はベニヤミ
 ンの子孫たるアナトテ人アビエセル、ろの班列に二萬四千人ニ十

月の分をすぶる第十の將のセラの子孫たる子トバ人マハライ、ろ
 の班列之ニ萬四千人^{十四}十一月の分をすぶる第十一の將のエフラ
 イムの子孫たるピラトン人ベナヤ、ろの班列の二萬四千人^{十五}十二
 月の分を統る第十二の將のオテニエルの子孫たる子トバ人ヘル
 ダイラの班列の二萬四千人^{十六}イスラエルの支派を治むる者の
 左のことし、ルベン人の牧伯のダクリの子エリエセル、シメオンの
 牧伯のマアカの子シパテヤ、^{十七}レビ人の牧伯のケムエルの子ハシ
 ヤビヤ、アロン人の牧伯のザドク、^{十八}ユダの牧伯のダビアの兄弟エ
 リウ、^{十九}イッサカルの牧伯のミカエルの子オムリ、^{二十}ゼブルンの牧伯の
 オバデヤの子イシマヤ、^{二十一}ナフタリの牧伯のアズリエルの子エレモ
 テ、^{二十二}エフライムの子孫の牧伯のアザシヤの子ホセア、^{二十三}マナセの半
 支派の牧伯のベダヤの子ヨエル、^{二十四}ギレアデあるマナセの半支派
 の牧伯のセカリヤの子イド、^{二十五}ベニヤミンの牧伯のアプテルの子ヤ

シエル、^{二十六}ダンの牧伯のエロハムの子アザリエル、^{二十七}イスラエルの支
 派の牧伯等の是のことし^{二十八}二十歳以下ある者之ダビアこれを
 數へざりき、^{二十九}其之エホバかつてイスラエルを増て天空の星のこ
 くにせんと言たまひしことあれをあり^{三十}セルヤの子ヨアブ數ふ
 るふとを始めたりしがこれを爲をへざりき、^{三十一}ろのかるふること
 よりて震怒イスラエルにれよべり、^{三十二}ろの數はまたダビア王の記録
 の籍に載ざりき^{三十三}○^{三十四}アテエルの子アズマウテの王の府庫を掌と
 り、^{三十五}ウロヤの子ヨナタンの田野、^{三十六}邑々、^{三十七}村々、^{三十八}城など
 り、^{三十九}ケルブの子エズリの地を耕す農業の人を掌とり、^{四十}シメ
 シメイは葡萄園を掌とり、^{四十一}シフミ人ザブデはろの葡萄園より取る
 葡萄酒の藏を掌とり、^{四十二}ゲデラ人バアルハナンは平野なる橄欖樹
 と桑樹を掌とり、^{四十三}ヨアシは油の藏を掌とり、^{四十四}ニシヤロン人
 シヤロンにて牧ふ牛の群を掌とり、^{四十五}アテライの子シヤバテは谷

々にある牛の群を掌どり、ミイシマエル人オピルは駱駝を掌どり、メロノテ人エデヤの驢馬を掌どり、ミハガリ人ヤシズは羊の群を掌どり、是みなダビヤ王の所有を掌せれる者なり。○ミまたダビヤの叔父ヨナタンは議官たり、彼の智慧あり、學識ある者なり、又ハクモニの子エヒエルは王の子等の補佐たり、ミアヒトベルの王の議官たり、アルキ人ホシヤイの王の伴侶たり、言アヒトベルの次者、ベナヤの子エホヤダ、およびアビヤタル、王の軍旅の長のヨアブ。

第二十八章

茲にダビヤイスラエルの一切の長、支派の長、王の事ふる班列の長、千人の長、百人の長、王とろの子等の所有、および家畜を掌せざる者、閹官、有力者、諸勇士などを、尽くエルサレムに召集せしめ、而してダビヤ主の足おて起て言けるは、我兄弟等、我民よ、我を聽け、我のエホバの契約の匱のため、我らの神の足臺のため、に安居の

家を建んどの志ありて、已にこれを建る準備をなせり。然るに神我、言たまへり、汝は我名のため、家を建べり、汝は軍人にして、許多の血を流したるなり。然りと雖も、イスラエルの神エホバ、我父の全家の中より、我を選びて、永くイスラエルお王たりしめたまふ、即ちユダを選びて、長とせしユダの全家の中より、我父の家を選び、我父の子等の中、おて我を悦こび、イスラエルの王となりしめたまふ。而してエホバ、我、衆多れ子、をたまひて、其わが諸の子等の中より、我子ソロモンを選び、之をエホバの國の位に坐せしめて、イスラエルを治めしめんとしたまふ。ホエホバまた、我に言たまひける、汝の子ソロモン、わの家、および我庭を作らん、我あれを選びて、吾子とせせり、我か色の父とあるべし、七彼もし、今日、を我誠命と律法を堅く守り行ひ、我の國を永く堅うせんと。然バ、今エホバの會衆たるイスラエルの全家の目の前、および我

らの神の聞しめす所にて汝らに勸む、汝ららの神エホバの一切の
 誠命を守り、汝ららの後の子孫に永く傳ふることを得ん、我子ソロモン
 これを汝らの神を知り、完全心をもて喜び、勇んで之を奉事へよ、エホバ
 よ、汝の父の神を、汝も、汝の心を、汝も、汝の心を、汝も、汝の心を、
 一切の心を、汝も、汝の心を、汝も、汝の心を、汝も、汝の心を、
 汝謹めよ、エホバ、汝を、汝を、汝を、汝を、汝を、汝を、
 へ、心、心、心、心、心、心、心、心、心、心、心、心、心、心、心、心、
 び、ろ、の、家、の、府、庫、の、上、の、室、の、内、の、室、贖、罪、所、の、室、あ、と、の、式、様、
 を、ろ、の、子、ソロ、モン、お、授、け、な、し、た、ま、は、し、た、ま、は、し、た、ま、は、し、
 ち、は、ち、エ、ホ、バ、の、家、の、庭、四、周、の、諸、の、室、神、の、家、の、府、庫、聖、物、の、府、庫、な
 どの、式、様、を、授、け、な、し、た、ま、は、し、た、ま、は、し、た、ま、は、し、た、ま、は、し、
 諸、の、奉、事、の、工、と、エ、ホ、バ、の、家、の、諸、の、奉、事、の、器、皿、と、あ、つ、き、て、論、す、と

ころあり、また、諸の奉事お用ふる金の器皿を作る金の重量を定
 め、又、諸の奉事の器に用ふる諸の銀の器皿の銀の重量を定む、即
 ち、金の燈臺、と、ろの金の燈臺の重量を宣て、一切の燈臺、と、ろの燈臺
 の重量を定め、又、銀の燈臺、と、ろの燈臺の重量を定め、又、
 ひて、燈臺、と、ろの燈臺の重量を定め、又、
 て、ろの各々の案のため、金の重量を定め、又、銀の案のため、
 銀を定め、又、肉鉤、盃、杓、のため、金の重量を定め、又、
 罎、に、つ、き、て、も、また、各々の大罎のため、金の重量を定め、
 罎、の、た、め、に、も、重量を定め、又、また、香壇のため、金の重量を
 を、定、め、か、つ、車、を、定、め、又、また、式、様、の、金、を、定、む、此、ケ、ル、ヒ、ム、の、ろ、の
 翼、を、展、て、エ、ホ、バ、の、契、約、の、匱、を、覆、ふ、而、し、て、ダ、ビ、テ、言、け、ら、く、此、工
 事、の、式、様、の、皆、こ、と、く、エ、ホ、バ、の、ろ、の、手、を、我、上、に、く、だ、し、て、我、を
 教、へ、て、書、せ、た、ま、ひ、し、者、な、り、と、三、か、く、て、ダ、ビ、テ、ろ、の、子、ソロ、モン、お

言々るの汝心を強くし勇まてみれを爲せ、懼るゝ勿れ慄くなかき
 エホバ神我神汝ととも在さん、彼かならず汝を離れず汝を棄す
 汝をしてエホバの家の奉事の諸の工を成終しめたまふべし三視
 よ神の家の諸の役事をなすためあ祭司とレビ人の班列あり又
 諸の工と従事を悦こびて爲どころの諸の技巧者汝ととも在り、
 且また牧伯等ねよび一切の民汝の命ずるところを悉く行のん
第二十九章 一 ダビデ王また全會衆お言ける我子ソロモンの神
 の惟獨選びたまへる者なるが少くして弱く此工事の大なり、此殿
 の人のため非ずエホバ神のためあする者なきばかり是をも
 て我力を盡して我神の家のためあ物を備へたり、即ち金の物を作
 る金、銀の物の銀、銅の物の銅、鐵の物の鐵、木の物を木を備へたり、又
 葱珩、嵌石、黒石、火崗、諸の寶石、蠟石など夥多し三かつまた我わが神
 の家を悦ぶの故に聖所のために備へたる一切の物の外にまた自

己の所有なる金銀をわが神の家に獻ぐ、即ちオフルの金三千タ
 ラント、精銀七千タラントを獻げてろの家々の壁を蔽ふに供ふ五
 金の金の物に、銀の銀の物に、凡て工人の手にて作るものに用ふべ
 し、誰の今日自ら進んでエホバのためあろの手お物を盈さんのと
 * 是に於いて宗家の長イスラエルの支派の牧伯等千人の長百人
 の長れよび王の工事を掌とる者等誠意より獻物をなせり七の
 神の家の奉事のために獻げたる者の金五千タラント一萬ダリク
 銀一萬タラント銅一萬八千タラント鐵十萬タラントハまた寶石
 ある者のグルシヨン人エヒエルの手お託て之を神の家の府庫に
 納めたり、彼ら斯誠意よりまづから進んでエホバお獻げたれば
 民ろの獻ぐるを喜こべり、ダビデ王もまた大に喜びぬ、玆にダビ
 デ全會衆の前あてエホバを頌へたり、ダビデの曰く我らの先祖イ
 スラエルの神エホバよ汝の世々限なく頌へまつるべきなり十二エ

ホバよ權勢と能力と榮光と光耀と威光との汝に屬す、凡て天に
 る者地にある者のと亦汝に屬すエホバよ國もまた汝に屬す、汝の
 萬有の首と崇られたまふ富と貴との共お汝より出づ、汝の萬有
 を主宰たまふ、汝の手にの權勢と能力あり、汝の手の能く一切をし
 て大からしめ又強くからしむるあり、然を我等の神よ我等今な
 んちに感謝し汝の尊き名を讚美す、但し我ら斯のごとく自ら進
 んで獻ぐることを得たるも我の何ならんやまた我民の何ならん
 や、萬の物の汝より出づ、我らの只汝の手より受て汝に獻げたる亦
 り、汝の前にありて我らの先祖等のごとく客旅たり寄寓者た
 り、我らの世ある日の影のごとし望む所ある無し、ま我らの神エ
 ホバよ汝の聖名のために汝に家を建んとて我らお備へたる此衆
 多の物の凡て汝の手より出づ、また皆おんちの所有なり、我神よ
 我また知る汝の心を鑒きたまひ又正直を悦びたまふ、我の正き心

をもて眞實より此一切の物を獻げたり、今我また此おある汝の民
 が眞實より獻物をするを見て喜悅にたへざるあり、我らの先祖
 アブラハム、イサク、イスラエルの神エホバよ汝の民をして此精神
 を何時までもろの心の思念に保たじめろの心を固く汝に歸せし
 めたまへ、又わが子ソロモンに完全心を與へ汝の誠命と汝の証
 言と汝の法度を守らせて之をことごとく行いせ、我お備をなせる
 その殿を建させたまへ、二十 ダビデまた全會衆おむかひて汝ら今な
 んぢらの神エホバを頌へよと言ければ、全會衆その先祖等の神エ
 ホバを頌へ俯てエホバと王とを拜せり、三 而して其翌日お至りて
 イスラエルの一切の人のためおエホバに犠牲を獻げエホバに燔
 祭を獻げたり、其牡牛一千、牡羊一千、羔羊一千、またその灌祭と祭物
 夥多しかりき、三 その日彼ら大に喜びてエホバの前に食ひかつ飲
 ん、さらに改めてダビデの子ソロモンを王とあしエホバの前にて

これに膏をろりて主君となし又ザドクを祭司とあせり三かく
 てソロモンのエホバの位に坐しその父ダビデに代りて王とあり
 ろの繁榮を極むイスラエルみな之に従ふ言また一切の牧伯等
 勇士等あよびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す
 ホバイスラエルの目の前にてソロモンを甚だ大ならしめ彼より
 前のイスラエルの王の未だ得たること有ざる王威を之に賜へり
 ○三六 夫エサイの子ダビデのイスラエルの全地を治めたり
 イスラエルを治めし間四十年なり即ちヘブロンあて七年世を
 をさめエルサレムあて三十三年世を治めたりき三選齡にいたり
 年も富も尊貴も満足て死り其子ソロモンこれ代りて王となる
 二九 王ダビデ始より終まで爲たる事等先見者サムエルの書預
 言者ナタンの書あよび先見者ガドの書に記さる三其中あまた
 彼の政治とろの能力あよび彼とイスラエルと國々の諸の民に臨

みしとあるの事等を載す

95-91139

DEC 20 1947

立教大学図書館



95-91139